

第百四回 参議院社会労働委員会會議録第六号

昭和六十一年四月八日(火曜日)
午前十時二分開会

委員の異動

四月三日

辞任 福間 知之君

補欠選任 対馬 孝且君

四月四日 佐藤 昭夫君

神谷信之助君

辞任

神谷信之助君

補欠選任 佐藤 昭夫君

出席者は左のとおり。

委員長 理事

岩崎 純三君

大浜 方栄君
佐々木 満君
高杉 勉忠君
中野 鉄造君

委員

石井 道子君
石本 茂君
斎藤 十朗君
関口 恵造君
田中 正巳君
前島英三郎君
糸久八重子君
和田 静夫君
中西 珠子君
佐藤 昭夫君
藤井 恒男君
下村 泰君

国務大臣 厚生 大臣 今井 勇君
政府委員

大蔵省理財局次長 足立 和基君

厚生大臣官房総務審議官 北郷 勲夫君

厚生省生活衛生局水道環境部長 森下 忠幸君

厚生省年金局長 吉原 健二君

社会保険庁年金保険部長 長尾 立子君

兼内閣審議官 労働大臣官房審議官 稲葉 哲君

事務局側

常任委員会専門員 此村 友一君

説明員

大蔵省主計局共済課長 坂本 導聰君

大蔵省主計局主計官 中島 義雄君

大蔵省理財局資金第一課長 石坂 匡身君

厚生省年金局長 金課長 丸山 晴男君

自治省財政局交付税課長 遠藤 安彦君

本日の会議に付した案件

○廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○年金福祉事業団法及び国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○環境衛生金融公庫法及び沖繩振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(岩崎純三君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
去る三日、福間知之君が委員を辞任され、その補欠として対馬孝且君が選任されました。

○委員長(岩崎純三君) 廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案並びに年金福祉事業団法及び国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案の両案を便宜一括して議題といたします。

両案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。
○和田静夫君 きょう、廃棄物処理問題全般にわたって、まず厚生省の見解を尋ねていきたいと思っております。

廃棄物問題、言いかえればごみ問題、私は、今日の産業社会の根本問題の一つであるとまず認識をいたします。単なる目先の短期的な観点から対策を講ずるべきではないだろう。百年の計をもつて対処すべき課題だろう。ということは、ごみ問題は、社会における一切の生産物がごみとして廃棄されるからであります。生産と消費のあり方がすべてそこに反映をされて、生産と消費のすべての問題点がそこに集約をされると考えなければなりません。そして、ごみは、大気や水や土壌に堆積されていくのでありますから、私たちの子や孫の世代の環境にも重大な影響を及ぼす。例えば水銀は、現在の排出量が人体に影響を与えないもので仮にあったとしても、それが長期にわたって排出をされ続けば、これはいつの日か取り返しのつかない事態を生むことはもう明らかであります。

したがって、私は、ごみ問題を長期的な観点からとらえなければならぬ重要な今日の課題である、そういうふうな考えますが、この認識について、まず大臣の認識を伺いたいと思います。

○国務大臣(今井勇君) 私も、全く今の御意見には同感でございます。非常にショートスタンスと申しましようか、極めて当面の対策というものでなくて、将来を見越した対策を講ずべきであるということにつきましては、先生のおっしゃるとおりだと思っております。

○和田静夫君 そこで近年、国民生活の向上及び多様化、並びに産業社会の変化、そういうものに伴いまして、一般廃棄物も多様化を遂げています。廃棄物によつては適正な処理の困難が議論されるようになってきておるわけでありますが、どのようなものを適正な処理が困難なものであると厚生省は認識をされておりますか。

○政府委員(森下忠幸君) 今のところ、個別、具体的には申し上げる段階にはございませんが、つまり、一般廃棄物の方から申し上げますと、市町村の通常の廃棄物の処理事業の中で、技術的に処理できないもの、あるいは処理いたしますために大変コストがかかるというものは、適正処理が困難であるというふうに理解するわけでございます。

そこで、この適正処理困難物につきまして、今後の廃棄物処理行政の基本的な考え方というふうなことで、五十八年に生活環境審議会の方から御答申をいただいておりますが、その中で「適正処理の推進」というのは大きな柱だということでございます。直ちに生活環境審議会の中に適正処理専門委員会というものを設けてまして、そこでいろいろと検討しております。

その中で、廃棄物の適正処理に關して生じた問題に対する具体的な対応措置に關する事項とか、事業者による自己評価の円滑な実施ができるようなガイドラインをつくるというふうなことが御提案されておりました。これに沿って今いろいろ

ろと作業を進めておるところでございます。

○和田静夫君 いや、私は、適正な処理の困難なものとはどういうものを指しているのかということとを伺っているんです。

○政府委員(森下忠幸君) でございますから、今のような手続でいろいろと検討してまいりますが、直ちに考えて、今思いつくかぶものといしましては、廃棄物に含まれますものの中で、除去とか無害化の困難な有害物質を持っている、あるいは環境汚染物質、あるいはその原因物質を含有しているものということで、主として化学的、生物学的な性状を有するものということがありますし、あるいはある種のプラスチックなども考えられる場合もございます。それからもう一つ、非常に廃棄物の重量が重い、あるいは容積が大きいということでも市町村の清掃事業で対応できないようなもの、大型の家庭電気製品とか、こういったものが考えられますし、もう一つ、市町村の清掃事業の中で、危険が生じる、爆発するおそれのある例えばガスボンベのたぐい、こういったものは、ただいまの段階でも一応適正処理が困難な廃棄物というふうな考えられるのではないかと思っております。

○和田静夫君 そこで、適正な処理の困難な廃棄物について、現行廃棄物処理法というのはどうすべきだと規定をしておりますか。

○政府委員(森下忠幸君) 適正な処理の困難な廃棄物についてでございますが、廃棄物処理法第三条の中に「事業者の責務」というのがございまして、ちょっと詳しくありますが、その第一項の方が、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」というのがありまして、その次に第二項でございまして、ここに御関連の表現がございまして、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行なうことによりその減量を努めるとともに、」その次でございまして、「物の製造、加工、販売等に際して、その製造、加

工、販売等に係る製品、容器等が廃棄物となつた場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。」、抽象的でございますが、このような規定がございまして。

○和田静夫君 この規定に基づいて、事業者は具体的にどういような責務を持っていると考えられますか。

○政府委員(森下忠幸君) お答えいたします。この規定に基づきまして、事業者、製造業者もありますし、下りまして、いろいろ使う人あるいは市町村という流れになるわけでありまして、事業者は、とにかく自分のつくりました製品は、いづかは廃棄物になるわけでありまして、その廃棄物になりました場合に、先ほど申しましたような現状の処理技術、あるいは現状の処理体系で処理が困難になるようなものをつくってはまずい、困るということでございます。

○和田静夫君 従来から、製品等の製造に際して、当該製品等の目的、機能を中心に、効率性、安全性、衛生性、経済性等に關する評価、これは実施されてきたが、一般に廃棄物処理の困難性については十分に評価されてこなかったのではないだろうか。したがって、処理困難性の低下を目的とした製品等の改善も行われてこなかった。そのための行政指導も行われてこなかったのではないだろうか。

よって、廃棄物処理法三条二項に基づいていかなる行政指導を行ってこられたのか、具体的にひとつ挙げてください。

○政府委員(森下忠幸君) 例えば使用済みの乾電池などにつきましては、市町村が集めました後、先生申しましたように、将来にわたって影響が出ないように、水銀の量を低下させるというふうなことで指導し、着々とその効果を上げておるところでございますが、仰せのとおり、事業者の責務につきましても三条二項の規定がかなり抽象的でございますから、これを事業者が、自分でつくり出す製品がやがて廃棄物になったときに清掃の段階でどのような影響が出るか、そういうことをみ

ずから判断できるような、言うならば自己評価ガイドラインというものをつくらうということ、ただいま作業に当たっているところでございまして。

○和田静夫君 法第三条二項は、これは訓示規定にすぎません。したがって、事業者が適正処理困難物であると認識をしても、何ら規制もされないわけです。当然のことながら罰則もない。私は、せっかく三条二項において事業者責任をうたっているのではありませんか、その趣旨を生かして、法律を強化していくべきだろうというふうに考えますが、さしあたっては、法律改正を展望しながら行政に法の趣旨を生かす、そういうように改善強化をしていく、そういうことが必要だと考えるんですが、大臣、いかがですか。

○政府委員(森下忠幸君) この趣旨を踏まえて事業者者にそれぞれ役割を分担していただくということになりまして、とにかく物差しがないということではどうにもしようがないわけでありまして、まず、技術的にそういった先ほど申しました自己評価のガイドライン、こういったものをつくるということをお願いをしております。これに基づいて事業者はそれなりの努力をしていただくというところからスタートしたい、このように考えております。

○和田静夫君 従来、こういった適正処理困難な廃棄物問題について取り組みが非常に不十分で、これと考へますが、どういような解決策を今後講じていかれるお考えですか。

○政府委員(森下忠幸君) 先ほど申し上げましたように、生活環境審議会の方で専門委員会からの御報告がありましたものであります。まず当面、自己評価のガイドラインをつくりたい。そのためには、私ももちろんいろいろ調査をいたしますし、それから御専門の先生方の御意見を伺うたいというところで、先般、生活環境審議会の中に廃棄物調査専門委員会というものをつくったわけであります。この中で、ガイドラインといたしましても、事業者が、製造業者が見て十分自

分で判断できるようなものでなければなりませんから、ガイドラインに織り込むべき評価項目あるいは評価の方法、評価の尺度、これは御要望があれば後ほど御説明いたしますけれども、こういったものの技術的内容については、今いろいろと詰めておるところでございます。

○和田静夫君 そのガイドラインのつくり方ですね、そういう構想は。

○政府委員(森下忠幸君) まず、このガイドラインは、廃棄物が集まり、廃棄物の処理の流れ、保管から始まりまして収集、運搬、焼却等の処理あるいは最終埋め立ての処分、こういう流れの中で問題が出るか出ないかということの評価をしていく必要があるかと思ひます。

評価項目でございますが、例えば申しますと、この流れの中で問題になりますのは、出ました廃棄物が非常に散らかりやすいものかどうかとかあるいは家庭でまとめて出すことがやりやすいのかやりやすいのか、あるいは焼却場へ持っていくか焼却する場合に問題がないかどうか、あるいは前処理として廃棄物を破砕することについて問題はなにかどうかとか、燃やした後の排ガスの問題がないか、あるいは排水について処理ができるのかできないのかというふうなところでまず項目を拾い上げたいと思っております。

それから、その次に問題となります廃棄物の持つております特性、属性といひます。例えば、こういったものについてさらに絞っていく。つまり、生産量がわずかなものでしたら清掃事業の上では問題にならないわけでありまして、これが大変大量につくられるものであるかどうか、そしてそれが寿命がそう長くせずして廃棄されるのであろうかどうか、それから廃棄物としてどこで発生するのかというふうなこと、それから、場合によっては重量が単位当たりどのくらいであるか、あるいは爆発性があるかないかというふうなことも項目として取り上げていきたいと思っております。そうして、その次に今度は、そういったものか

らそれぞれの廃棄物が實際清掃サイドから見ても、理が困難であるかどうかというものを評価するための調査をひとつ研究していかねばならぬだろう。調査方法を研究し、明らかにしなさいといいたると思っております。それは、先ほど申しました廃棄物の発生量の予測の問題もあり、それから廃棄物に含まれるいろいろな物質の、含有の分析の問題もありますし、それから焼却その他の処理が可能であるかどうかの試験も、なかなかりませんし、さらには、製品がそういう面から改善の可能性があるかどうかというふうな研究もしなかなかりませんし、それから、それぞれの問題となります。廃棄物について点数をつけていくこと。

最後に、そのつきました点数を評価することを考えなければならぬ。この評価でアウトになりますと、やはりこれは清掃事業の方から見ても好ましくない製品であり廃棄物であるというふうな思わざるを得ないわけであり、最後の評価の段階では、その製品が廃棄物になった段階で市町村の清掃事業において技術的に対応できるのかどうか、市町村の清掃事業で処理コストの面で十分対応できるのかどうか、あるいは、もろもろの環境等の規制がございまして、これについて規制基準をクリアできるのかどうか、安定して処理ができるのかどうかというふうなことを最後に評価いたしまして、製造側でもって、これはどうもこういう製品を今直ちに世の中に出すには不適当だというふうなことを考えているわけでございます。

○和田静夫君 今の最後の評価尺度の方法とでもいいですか、これは具体例を挙げて何か説明できますか。

○政府委員(森下忠幸君) 今お尋ねのありましたのは、評価の尺度だと思えますけれども、今私が申したとおりでございます。これは、ただいま御審議に入っております専門委員会の方でまだ御検討に入前の段階の、私どものドラフトといいたしように、調査研究の結果でございまして、この

尺度の問題が一番難しい問題でございます。つまり、技術的対応性、処理費用、それから規制等の遵守可能性、安定した処理ができるかどうか、あるいは場合によっては、この研究会にはいろいろな経済関係の学者の方も入っておりますから、社会的公平さというふうなものも議題になるのではないかと考えておりますが、尺度の例といたしましてはただいまのようなものを考えております。

○和田静夫君 何といいますが、評価尺度の設定の方法とでもいいですかね、そういうふうなものを具体的にどういふふうにお考えですかね。

○政府委員(森下忠幸君) これは今、尺度の項目を羅列しただけでございまして、それを数値化するといふふうなことにございまして、実はこの専門委員会が去る三月二十七日にスタートしたところでございまして、この辺につきましてはこれからじっくり専門の方々に御審議いただくこととお断りしておきます。

○和田静夫君 今までのような、廃棄物処理困難性の自己評価が今言われたような形で行われていく、また処理対策が講じられるとしまして、処理主体の市町村などの関係者、これからこういった廃棄物を適正に処理することが困難であると指摘をされる、また関係者の責務と役割をめぐり議論、そういうものがたくさん生ずる可能性というものが想定されますね。そういうような場合にどういふように対処されますか。

○政府委員(森下忠幸君) 実は、今回三月に設置いたしました廃棄物調査専門委員会と申しますのは、二つの大きな任務をお願いしております。ございまして、一つが、ただいま申し上げた、事業者がみずからつくりました製品が廃棄物になった場合に、それが円滑に処理できるようにガイドラインをつくるというところが一つでございます。

もう一つは、今申しましたようなガイドラインに即して事業者がいろいろな物をつくったとか、あるいは現在出ている物について廃棄物処理の上でいろいろなトラブルが出てきたというふうな場

合に、廃棄物の適正処理に関して生じたいろいろな問題に対しまして、具体的にどうしたらいいかというふうなことをこの委員会では、これは経済学者も入っておりますし、工学系の学者も入っておりますし、消費者団体の方も入っておりますし、また実際に清掃の現場で働いておられる方々の代表の方も入っておりますし、それから製造サイドの方も入っております。こういった方々の集まりで十分議論をしていただくと、ここのように考えて方向づけをしていただくと、このように考えて設置したものでございます。

○和田静夫君 その委員会あるいはこの専門委員会報告書による調査会、今言われている委員会というものは、その専門委員会報告書に言われる調査会を指しているわけですね。

○政府委員(森下忠幸君) さようでございます。

○和田静夫君 そうしますと、この調査会を設けるというところは私も評価をいたしますが、その設置主体なんですか、これは市町村をも想定するといひますか、そういうふうな理解しておいていいんですか。

○政府委員(森下忠幸君) さっき申し上げたように、市町村の清掃事業の責任者の方も数名入っております。

○和田静夫君 いや、私の言っているのはそうじやなくて、設置主体は市町村をも想定しているといふことではないんですか。

○政府委員(森下忠幸君) ただいま申しました専門調査会は、厚生大臣の諮問機関でございまして生活環境審議会の中につくりました専門委員会でございます。

○和田静夫君 そんなんですが、例えばこの報告書八ページですが、「これらへの対応は、国及び必要に応じて市町村等において行われるべきものであり」となっているんですよ。「そのために」云々というところになっていまして、「学識経験者、市町村、関係業界、消費者代表等より構成される調査会を設置することが適当である。」と。そうすれば、国の段階で今言われていることにつ

いて私は評価をいたしますが、市町村でも同様のものがつくられていてもおかしくはないし、つくられるべきでしょう。そのことを私は問うているんですがね。

○政府委員(森下忠幸君) 今、国の方が先にやっておりますのは、ガイドラインというふうな極めて技術的なところがスタートのところであつたわけでありまして、これに基づきましていろいろ問題も出てまいりましょう。それはもちろん国でもやりますし、仰せのように、地方でこのような問題が生じてくるという場合には、必要に応じて地方におきましても同じような趣旨の調査会なり専門委員会なりをつくることは適当だと考えております。

○和田静夫君 この調査会は、関係業界が出席を拒むことも考えられますね。考えられるというか、想定されますよ。そういう場合、これは大臣、どういふことになりますか。

○政府委員(森下忠幸君) 私は、関係業界がここに出てこないということが、それ自身が関係業界にとつて不利なことになると思っていますから、出てこないといふことは考えておりませんし、また、その上部団体でありますいろいろな経済団体を通じてこのようなことに御理解を願っているところでございますから、そのような心配はただいまのところしておらないわけでございます。

○和田静夫君 いや、私の方が心配することじやなくて、あなたの方の方が実は心配されて、そういう想定を置くべきだろうと思ふんですがね。全然心配ないですか。もし出てこなかった場合、どうされますか。

○政府委員(森下忠幸君) 昭和五十八年にこの専門委員会をやりましたが、この段階では、やはり問題となつておりました廃棄物、プラスチックとか電池とか、こういう関係の方々も、液々ではあつたかもしれませんが、出ていただきまして、何回も申しますけれども、現在の考え方の中では、こういった会に出てこないということによ

る社会的な影響の方が私は大きいと思っております。私は当然出ていただけたらと思っております。し、そうでない場合には、もちろん国の方からも業界並びに業界の上部団体に対して十分働きかけをいたしたい、このように考えております。

○和田静夫君 私は想定できますが、さらにものとあるべきケースとでもいいますか、そういうものを考えてみると、事業者が調査会が製品の組成や製造方法など「調査審議に必要な情報の提供を求める」、そういうふうになされていきますね。これを企業が、いや、それは企業秘密だと、企業秘密を盾にとって拒否するケース、そういう場合も想定されますね。いかがですか。

○政府委員(森下忠幸君) 非常にレアなケースとして全くないとは申せませんが、しかし、廃棄物となりますものが製品のほとんどの部分になるわけでございますから、私どもにとっても、製造方法などについてのノウハウみたいなものについて若干製造側で漏らしにならないということでありまして、製品そのものにつきましては、私どももいろいろな調査あるいは関係省庁からの情報によつて、その物がいかなる性状であるか、いかなるものを含んでおるかというふうなものにつきましては十分フォローできるわけでありまして、それから、そういうことをもって事業者が内容について公開することを拒否するということは私はないと考えております。つまり、製造方法とか製造プロセスとか、どのくらいの効率で、どのくらいもつけて安くてできるのかというふうなところについては恐らく出したがらぬと思いますが、物そのものにつきましては、そういう情報は別にともたえずし、必要があれば私どもで分析もできるわけでございますから、そのようなことは業界はしないと考えております。

○和田静夫君 それでは、そういう場合には製造販売を許可しない、あるいは差しとめる、そういうような措置はとられるわけですか。

○政府委員(森下忠幸君) これは、その根底にありますのがこの第三条第二項でございますから、

これはそういった強制力は伴いません。したがって、これはあくまで事業者の自主的な責任においてそういうものをつくっていただかないということ、あるいはそういうことがまた社会的に広く知られるということによつて、みずから製品の製造を自粛していくことになるだろうということこそを期待しておるわけでございます。そういう意味では、この三条二項というのは、昭和四十五年当時、大変苦心して入った条項でございますが、これにこれ以上強制力を持たせるといふのはなかなか難しいのではないかとこのように考えがいたします。

○和田静夫君 今、私が申しましたようなことが想定されますから、冒頭、三条二項が訓示の規定であつてという話をしたわけですね。

そうすると、事業者が企業秘密というふうなことを盾にとって拒否した場合にも、少しも強制力を持たない、社会的な審判を待ただけだということうなことでは、実効性が上がらないんじゃないですか。

○政府委員(森下忠幸君) 廃棄物処理という観点から申しますと、実はその品物は私どもも十分手に入ることができまして、それから、それをある程度使つて使い古すこともできますし、それからそれを処分することもできるわけですから、その段階で、私どもの持つております技術力でこれが処理できるのかできないのかというふうなことでございまして、先生が御心配になりますのはそれ以上の、製造側にとつて、生産の合理化とかそういうことについての情報が明らかにされないのではないかというふうにお話しになつてゐるのではありませんかと感じておりますが、少なくとも処理のサイドからすれば、場合によつては、私どもが研究所あるいは清掃事業体の研究部門の力をかりながら、その製品をばらして、何が入つてゐるか、どんなものがあるか、どのくらいの温度で処理したらどうなるかというふうなことにについては、十分自前の情報を集めることは私はできると

思っております。

○和田静夫君 調査会は処理困難を審査する。適正処理困難か否かを判断する。そして何人によつても困難と判断される、そうすると製造等の取りやめ等を行う。こういうふうになされておるわけですね。そうすると、この「何人」の中には当該の製造者も含まれるということになれば、これは大巨、ざるじやないですかね。

○政府委員(森下忠幸君) 若干私の考えを述べることになるかもしれませんが、これは、そもそも廃棄物の処理という立場から処理できないもの、できるものというふうな定義でございまして、そういうことでございまして何人もいふことではなくて、私どもやはり、清掃サイドで通常の持つております技術、それから費用負担でできないもの、こういうものを現在適正処理が困難だということにして定義づけるのが正しいのであろう、このように思つております。

○和田静夫君 そんなことですか。

○政府委員(森下忠幸君) 三条二項のところには、「何人も」というふうな表現はございせんが、実際上、今の段階で、今の技術で、市町村の持つております技術でできないというふうなものにつきましては、例えばPCBというものはあるわけでありまして、こういうものは、この法律がつくられました四十五年当時、実はこの三条あるいは三条二項については、あの物質が頭にあつたというふうにも私ども当時の関係者でありましたから思つておりますが、私どもが今考えております適正処理困難物というのは、清掃のサイドでいふことですから、清掃のサイドで処理ができない、処理が困難であるというふうな観点から判断すべきものと、このように考えております。

○和田静夫君 ちょっとそれ答弁になつてないな。

報告書の八ページに何と書いてある。

困難と判断されれば製造等の取り止め等を行い、と、こうございまして。これはまさにそういうことでありまして、市町村の清掃事業ではもちろん処理できませんし、我が国の持つております現在の技術では、あるいは現在保有しております技術では処理できないというふうなものについては、これはやはりつくつていただけないのは困る。それで、この代表的な例がさつき申しましたPCBのようなものでございまして、これは日本でもつくつていただけない困るということになつておるわけでございます。こういう市町村のレベルを超えて、我が国の持つております技術、それから我が国の持つております装置、こういったものでできないものについては、やはりこれはつくつていただけないはずというところは当然の答えではないかと思つております。

○和田静夫君 私が言つてゐるのは、この「何人」から当該の製造者を外すことが当たり前のこととして必要なんじゃないだろうか、そういうことを言つてゐるんです。例えば、適正処理が何人によつても困難と判断されれば製造等の取り止め等を行い、また、「云々と、こうなつてゐるでしよう。

○政府委員(森下忠幸君) あるいは先生、専門委員会の組織あるいはメンバーの内容についてお尋ねであらうかと思ひますけれども、これはその中には、例えば製造グループの団体としての専門家といひましようか、責任者の方は入つておりますが、こういった個別の物について議論をいたします際には、もちろん個別の業界などからヒアリングもいたします。それから個別の物については私どもも分析はいたします。しかしそれは、例えばその会議の席においでになるにいたしまして、オプザーバーといひましようか、レポーターといひましようか、そういう形で御参加いただくわけでありまして、この全体の会議について議論の中にお入りいただくということは考えておりません。

○和田静夫君 そこがはつきりすればいいんですかね。

流で何か汚染があるんだろうということで直ちに
対応が検討されました、これが、藻の発生を発見

しましたのは七月の七日でございますが、翌七月八日には応急対策ということで調整池から水を放流いたしますのをとめまして、一涌出ました水をさらにポンプによって埋立地の中に戻して、そして埋立地から、これは通常埋立地の中の水は浸出液処理装置というのがあります、生物学的、化学的な処理をした後放流いたしますことになっておりますので、そちらのルートに流して万全を期したわけでございます。

それからもう一つ、地下水が汚染されているということになりますと、これは地下水をきちんと始末しなきゃならぬということで、雨水と地下水を分離して処理するような配管の変更工事をいたしました。これは十月でございますが、こういうことをいたしまして手当てをいたしました。

そうして、今回の汚染が一体どういふものであったかと。例えば底部の遮水工に亀裂が入ったのではないかとということも含めていろいろと検査をすると同時に、構内に検査用の井戸をつくりまして、地下水の状況をモニタリングすることになっております。とりあえず、三月でございますが、担当の課長を現地の方に派遣させました。

その原因は、まだ完全には究明されておりますが、先般、三月十日現在で、埋立処分場の底部に張っております遮水のシートが一部破損しておったということでございます。それ以外のところをいろいろ探しておりますが、ほかに破損箇所はまだ発見するには至っておりません。それからまた、その破損も、どうも自然破損ではなくて、何か外部の大きな力加わって、例えば投棄処分中に非常に大きな外力が加わったというふうなことも考えられるわけで、さらにそのほかに漏れているところがあるんじゃないかということも含めまして、継続的な調査をしております。

もちろん、そこから外へ出ます水につきましては、先ほど申しましたような処理プロセスを通じて出しておりますから、問題はありません。
○和田静夫君 今言われたシート説の方が強いわけですか。

○政府委員(森下忠幸君) 発見いたしましたところは、シートがかなり大きく、大ききで申しますと幅が一・五メートル、長さで二メートルというふうな穴があいていたということでありますから、これが一つの原因であることは間違いありませんが、そのほかにもあるかないか、これは地下水調査等を並行しながら調査しておりますのでございませう。

○和田静夫君 このゴムシートをつくっているメーカーは、私が聞いているところでは、五十六年間にわたる実績をやった、もう五十六年間にわたる実績室における調査で破れがなければ、将来にわたってもないだろうと言って、そこで実験をやめてしまった。ところが、今言われたような形でもって実際は破損状態が起きた。こういうことに今なっているのが実情のようですね。

そうすると、薄い厚いとは別問題として、一・五ミリぐらいのゴムシートが未来永劫的に完全なものであるのだろうか、あるいは東海地震などというようなことが喧伝をされる今日の時代において、そういうような揺れが来た場合に保証があるのだろうかなどというふうなことについてはいかがでしょうか。

○政府委員(森下忠幸君) この処分場について歴史が短いと仰せられればそういうことであります。が、ほかの継ぎ目につきまして調査いたしましたところ、この処分場では問題がない。

それから、類似の事故があつては困るわけでありまして、このケースがあつたと同時に、全国このような処分場の状態について都道府県を通じて調査いたしました。今のところ三十六の道府県から回答がございすけれども、この遮水のシートに起因するような汚染の問題ということ報告されておらないわけでありませう。

ゴムについて寿命が何十年かというふうなことに付いては、専門家の意見を待つわけでありませうけれども、廃棄物そのものも経年的に安定してまいりますし、ゴムシートにつきましても、一・五ミリというのは今の技術をもってすればかなり

安全性があるというふうに考えておる次第でございます。

○和田静夫君 いや、私は、例えば実験室で実験をされての安全性というものが実体上保証されるなら、ジャンボ機のあんな事件は起きないと思うんですよ。したがって、実験室の実験必ずしも実用をすべて満足させるものではないということが想定をされますから、そういう認識の上に立つて、未来永劫の間ごみを抱え込んでいくわけですから、未来永劫にわたって大丈夫だと言われることにはならぬでしょう、これは。

○政府委員(森下忠幸君) これは、埋立処分場から出ます排水については、長期にわたってモニタリングをいたしますし、処分された例えば腐敗物などについては、相当年数がたちますと安定化するわけでございますから、そういうものとあわせて長期間安全であろう。特に、先ほど破損したという場所でございますが、これが搬入路の側面であるというふうなこともありまして、どうも機械的な外力で破損したという見方をするのが私は今の時点では一番妥当ではないかと思っております。

それから、会社などでやります試験も、非常に苛酷な条件で、例えば日光に照らしたり、温度を変えたりというふうなことをいたしまして、水中で長期安定した状態にあるということは、シートの寿命にとつては、これはむしろプラス側になるというふうに考えております。

○和田静夫君 私は冒頭に、ごみ問題は長期的視点で対応しなければならぬということを述べた、大臣からも同意をまず得ておいたのは、実はこの辺の論議を詰めたからなのであります。

今の答弁では非常に気に食わぬわけでありませうが、原因で詰めておきたいことは、シートの上には五センチぐらい土を覆うということになっていまして、当初は直接ごみを捨てた、あるいはシートの上を覆ったところの土が薄かった、そういうふうなことも考えられるんですが、この辺の調査はどうですか。

○政府委員(森下忠幸君) 先ほど申しましたとおり、破損したところが側面でございますから、そういう上に土が置いてなくてクッションの効果もなかったということは、十分予想されるわけでございます。

○和田静夫君 これ大臣、排水の汚染度から見ても、かなり大きな穴があいているというふうに思われます。よって、綿密な調査を行うよう要請をいたしますが、よろしいですか。

○国務大臣(今井兼吉君) 私も今、先生の御質問を通じて政府委員の答弁も聞いておりましたが、やっぱり十分な調査をしまして、これはきちっと、どういふことであるかということの原因究明は極めて大事だと思ひます。

○和田静夫君 同時に、地下水汚染についてもこれ十分に調査をされるべきですが、いかがでしょうか。

○政府委員(森下忠幸君) 私ども水道の方も所管しておりました、そういう観点からも、特にこれは慎重に今後ともモニタリングしていきたいと思っております。

○和田静夫君 この処分場は、排水を浄化して川に流しているわけですね。そうすると、大雨が降りますと処理能力を超えてオーバーフローしてしまふ、そういうことはあるんですが、こういう処分場はある意味では、大臣、僕は基本的な欠陥を持つているんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○政府委員(森下忠幸君) これは、処分場からはオーバーフローいたしましたが、それを下流で一週貯留いたします調整池がございす。そういうことで、直ちに河川にそのまま出ていくということはない構造になっております。

○和田静夫君 そうですか。全然オーバーフローしても大丈夫ですか、これ。

○政府委員(森下忠幸君) まあ特別な大雨量でもあった場合は別でございますけれども、通常予測できる雨の量に対しては、これで機能できるという容量の調整池を用意しております。

○和田静夫君 私は、どうも基本的な欠陥があると思うんですが。

しかも、この立地ですが、立地が飲料水の水源にもあるわけです。これはここだけの話じゃありませんが、日の出町谷戸沢処分場もそうなんです。また羽村もそうなんです。水源に処分場をつくるというところが、これは「ゴミをつめて一応密閉したビニール袋を、飲用貯水槽にほうり込む状態に似ている」と、そういうふうな比喩した人がいます。これはNHKブックスのソーラーシステム研究グループ「都市のゴミ循環」の中に、こういうふうに表示しているわけですが、まさに私はそのとおりだと思っております。つまり、いかにビニール袋は破れて飲用水を汚染していく。この場合はゴミシートですが、ビニール袋が破れないという保証はないわけですね。そうすると、破れたときには全部掘り返してみなければ原因がわからぬと、こうなります。しかも、未来永劫に地下水汚染はないか、あるいは土壌汚染はないか、河川の汚濁はないか、モニタリングしていかなければならぬということです。

私は、こういうような処分システムを抜本的に見直していく、そういうことがあつてしかるべきだと思ひますし、少なくとも水源立地は直ちに改めるべきだと考えるんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(森下忠幸君) 一つ、ごみ袋を投げ込んだというふうな表現もございましたが、生ごみをそのまま埋め立てるといふことは実はあるわけでございますが、そうしますと、これは分解するまでに非常に時間がかかる、あるいはそこから浸出する液に問題があるということ、処分場から出てまいりました水を一遍処理いたしまして、これまたかなり水道よりも高度な処理をして河川に流さなければならぬということをしておるわけでございまして、でありますので、基本的には、ごみを焼却して安定した形にして埋める、そのことによつて全体のごみの減量ということでございます。

ますから、そういう方向を目指すのが一つだと思っております。

それから構造面で、これは先ほど先生からもちよつと関連の御発言があつたんですが、何と申しまして、大きな処分場を全く一塊にして片端からどんどん埋めていくというやり方としては、処分場をブロック化して、そこにまさにきめ細かく物を入れながら、モニターもでき、かつまた、問題のあつたときにはその問題点にそう大きく手をかけなくても到達できるような、そういう仕掛けを考えていくべきじゃないか。

最終処分場につきましては、構造指針というものがあつまして、これも少し古くなつておりますから、今までのいろいろと御指導いただきまして内容も踏まえながら、そういう構造面の改善も今後考えていきたい、このように考えております。

○和田静夫君 これは小諸の例なんです、小諸でも、ごみ焼却施設建設をめぐって地元住民と設立主体である事務組合との間で対立が続いています。この経過は厚生省十分御存じなわけですが、実情をどのように把握されておりますか。

○政府委員(森下忠幸君) 小諸では焼却施設の建設を予定してございまして、これは小諸のほか三つの町が一緒になりまして、一市三町で構成いたします浅盤環境施設組合というもので四十トンのごみ焼却炉をつくらうとしております。

この建設予定地の中で、一部の住民の方に設置の反対があるというところで、六十年度につきまして仕事をやりたいということで補助金の内示をいたしましたけれども、もう少し調整に日数がかかるのだということで、現在その予算については繰り越しの状態になっております。

○和田静夫君 私は、八王子のケースで、水源地にごみ処理施設をつくるべきでないということ、先ほど述べたんですが、ここでも水源地にごみ焼却場がつくられようとしてゐるわけですね。小諸市開発規制条例が、水源地から「おおむね三百メートル以内の地域」については開発は原則

禁止、このことを御存じであつて認可されたといひますか、そういう結果になつてゐるんですが、この辺はどうなんですか。

○政府委員(森下忠幸君) その条例の中に、三百メートルという制約条件があることは承知しております。

それで、今予定されております建設予定地でありまして、この予定地のどの部分をとりまして水源地から三百メートル以上離れてゐるというところでありまして、そういう意味からはこの条例には違反していませんし、また、もちろん私もへこひつた施設をつくりたいということでも申請を上げてまいります段階では、市の特殊計画審議会あるいは市議会、あるいは組合の議会、あるいはアセスメントなどのいろいろな手順を経てまいつておりますから、私も、そういう書類を拝見いたしました、これは妥当であるというふうには考えた次第でございます。

○和田静夫君 昨年の八月七日に住民が厚生省に陳情に行つてゐます。施設の敷地は明らかに二百二十メートル、敷地からの地下水が水源地に流れ込む可能性が高い、そういう地形になつてゐると指摘されてゐます。こういう問題の多い地点に立地させる施設を認可するというのは、私は大変不慮だと思つてゐるんですが、いかがですか。

○政府委員(森下忠幸君) まさにその二百二十メートルという数字が大変ここではお話の焦点になつてゐるというふうに思ひまして、私も、ただいまの段階では現地には赴いておりませんが、三百メートルを超えてゐるということについては、昨日も何度か市の当局に確認をいたしました、どの地点をとつてもこの用地は三百メートル以上であるというふうなことでございまして、

でございますが、二百二十メートルという数値に皆さんが非常に御懸念あるのは御不審を持つておるということでございまして、これはひとつ厚生省も、そういう距離につきましては、場合によつては現地調査をいたしてもよろしいという

ふうな考えております。

○和田静夫君 これは私はぜひ現地調査をやるべきだと思ふのです。

それから、この条例は、今言われるように、水源地からとはなつてゐないものでありまして、「水源地等の附近から、おおむね三百メートル以内の地域」と、こうなつてゐる。それは、付近からはあれば二百二十しかない。このことはもう明確に条例に違反してゐるのです。今、調査を約束されましたから、これは調査結果に基づいてまた論議をすればいいと思ふのですが。

私は、地元では、こんな問題の多い地点につくよりも、反対してゐないわけですから、立地を別にということを書いてゐるわけですから、その辺の意見は十分に聞いて、代替地の提案までされているわけですから、対応することが私はしるべきだと思ふのです。このまゝいけば、これは非常に大きな問題になる可能性を持つてゐますし、既に地元では、住民と業者の衝突がありますから、地元住民の声というのを謙虚に聞いて善処をされる、調査結果に基づいては、よろしいでしょう。

○政府委員(森下忠幸君) 今、予定されておる地点で、その地域の方が九軒ですか、それからその他関連あるところの方が十三軒、二十二軒のお宅で反対をされてゐるということでありまして、一方、このほかに今反対されてゐる方々が、もっといい場所があるんじゃないかというふうな申されたいも、おるようございまして、そちらもそちらで反対の決議も実はされておるということでありまして、

でございますから、これは十分地元で慎重に調整をしていただくということが第一でございますが、何分にも手続上いろいろな問題があるところ、これは問題でございまして、そのところ、はひとつ厚生省が、ちよつと先走るようございまして、見させていたゞいて、その上で判断をしたい、このように考えております。

○和田静夫君 時間がなくなつてきましたけれど

も、廃棄物の減量化、再資源化という問題なんです。これはごみ問題にとつては非常に重要であります。自己処理責任の原則の中でも最も基本的な問題と言ふことが私でもできると思うんですが、我が国廃棄物行政の中でこの減量化、再資源化ということは重要なものか、まず認識を承ります。

○政府委員(森下忠幸君) 一つは、我が国は資源のない国でありまして、燃料も含めると年間七億トンもの品物を外国から入れてまいりまして、一億トンぐらいを外へ出しておるというふうなことであります。その資源をできるだけ有効に使うということは、これは当然なことだと思ひます。

それからもう一つ、資源もないと同時に、廃棄物の最終処分場にも非常に恵まれていないということでもあります。最終処分場は回す廃棄物の量を減らすという意味からも再資源化、減量化は非常に有効であり、我が国の産業政策、これは少し差し出がましいのですが、これはまさにポリシーでもあつてほしいというふうに思つております。

○和田静夫君 私、この減量化、再資源化についての事業者に関する三条二項の規定、これも非常に抽象的規定ですね。何ら事業者に対する義務づけという実効性が期待できないだろうと思うのですが、それはいかがですか。

○政府委員(森下忠幸君) 三条二項から直ちには出てまいりませんわけですから、私も、正しい処分場に正しく処分をしていただく、そのためには監視指導も厳しくする必要がありますが、一方、排出側にとつてはいろいろな厄介な始末をしなきゃならぬとか、下手をすれば罰金を食らうとかいうふうなことで、正しく始末するには相当のコストがかかるということで、コスト面から事業者に対して再生、減量化を促していくというのが今のこの廃棄物の体系の中で我々のできる限界ではないか、このように考えております。

○和田静夫君 この廃棄物処理法の四条、「国は、

廃棄物の処理に関する技術開発の推進を図るともに」と規定されているわけですが、この産業廃棄物は事業者の自己処理責任とされている。そのために、基本的には事業者の採算性の範囲内での減量化、再資源化の努力がなされてこなかったということが言えるのではなからうかと、こう考えるんですよ。かえつて有害廃棄物に關しては、コンクリートなどによる固型化によつて安易に廃棄物の増量が行われてきたという、そういう実情ではないでしょうか。

○政府委員(森下忠幸君) おっしゃるとおり、採算性に乗るもので再資源化できるものはそれなりにされておりますから、物ごとに非常に再生の利用率が変わつておると思ひます。再生利用の低い有害物にとつては、やはりそれをもつてしても新しい技術で資源化できるというものがあればよろしいわけでございますが、今のところ、残念ながら一部の物を除きまして、環境保全の立場からコンクリート固型化のような形で安定化しておるということが実情でございます。ただ、幾つかの物によつては、今後さらに資源回収の立場から再生利用率を高めるといふことも、これは関係省庁、私どもの研究部門も一体となつてやつてまいりたい、このように考えております。

○和田静夫君 現行廃棄物処理法の十四条で、産業廃棄物処理業を都道府県知事の許可事業にかからしめておるわけですが、「もつぱら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集、運搬又は処分を業として行なう場合」云々と、許可の対象から除外しておりますね。これは本法が産業廃棄物の減量化、再資源化という問題について消極的な姿勢しか持つていない、そういうあらわれと見ることもできるのじやありませんか。

○政府委員(森下忠幸君) 扱いますものが廃棄物でありますれば、それは本当に右から左に材料として使われるような、こういうものについては、一般のそれは、材料を購入して製品をつくるという観点からこれが対象から外れておるわけでありまして、少なくとも廃棄物という形で引き取つて

きたものについては、やはり廃棄物の処理業という形で私どもも把握し、そのような規制をかけていくという立場は、実は実態は変わつておらないと思ひます。

○和田静夫君 私の手元に、この産業廃棄物の処理の流れを五十年と五十五年と比較したものがあつて、五十四年度の通産省調査による産業から総排出物の種類別再資源化率が発表されているわけですが、その後の実態というものは、これ把握されておりますか。

○政府委員(森下忠幸君) 厚生省では、五十年、五十五年と五十年ごとによつてまいつたわけでございますが、私ども六十年度につきまして今後やろうということがあります。それから、通産省でも五十八年の調査が行われるというふう聞いております。

○和田静夫君 この事業者責任は、第三条によつて訓示的に規定されているだけで、さつきも指摘しました。専門委員会報告にある調査会の設置やら、企業情報の調査会への開示、あるいは事業者からの手数料徴収などについて、これは厳格を期すために、私は法律の改正がどうしても必要になつてくる、そういうふうな考えをしております。したがつて、今後の課題としては、第三条の事業者責任を明確化して、行政裁量で可能な範囲でぎりぎりまで規制することとあわせて、法改正の準備に入るといふことではないかと思ひます。

○国務大臣(今井勇君) いずれにしても、今まで随分部長が答弁しておりますが、行政指導でまずぎりぎりやらせまして、それで足りないものについてはやはりこれは法改正にいかざるを得ないだろう、こう考えます。

○和田静夫君 廃棄物処理法の最後ですが、ごみ問題は、消費者の自覚なくして解決が困難であるという側面がありますね。そこで消費者への啓蒙が必要で、消費者が自主的にごみ問題に取り組むことへの援助がどうしても必要であります。大臣ね、行政として積極的に消費者の前向きな取

り組みを支援する姿勢とでもいいますかね、そういうのをとおりにするつもりありませんか。

○国務大臣(今井勇君) おっしゃるとおりだと思います。

○和田静夫君 東京の清掃事業の区移管問題で一問だけちょっと述べておきますが、私は、つまり食いの区移管というのはこれ絶対反対であります。行政は、やっぱりその行政区域の中で集結をするといふことならば話は別であります。そういうふうにはならない。これは、自治の発展ではなくて、清掃行政の混乱を招くだけである。したがつて厚生大臣、これは関係者の合意が得られる前に見切り発車をすべきではない、強く要請をしますが、いかがですか。

○国務大臣(今井勇君) おっしゃいますように、この問題につきましては、本年二月の都区の協議会で、区に移管することが基本的な方向として了承されたと思ひますが、いざいかにいたしましても、特別区におきまして清掃事業というものが長年現在の体制、すなわち都が実施行つておることでございまして、区へ移管するといふ場合には、当然清掃事業に混乱が起きることのないように留意しながら、やっぱり関係省庁と十分に協議して対処してまいりたい、こう思つております。

○和田静夫君 本来ここで自治省からの見解も承るところですが、時間がなくなりましたので、今私が申しましたように、やりやすいところだけつまんでいくという行政ね、そういうやり方というのは誤つていますから、そのことは厚生省も自治省もしっかりと頭に置きながらこの問題には対処していただきたい、そういうふうに思ひます。

清掃事業の労働災害が依然として絶えないわけでありまして。八十八五年の過去五年間に、何と八十六名の清掃労働者が労働で亡くなつておる。昨年は十八名。労働省、おたくの統計でも清掃労働者の労働発生件数、これ断トツなわけでありまして。

最近の死亡災害は、収集車のテールゲートの落

下あるいは回転板への巻き込まれといったものが非常に多いわけであります。そういう傾向が顕著であつて、この原因というのは、車体の構造的欠陥によるのではないかとと思われるわけであり

す。

簡単に、労働省の見解をまず承ります。
○政府委員(稲葉哲君) 清掃事業の労働災害防止につきましても、昭和五十七年に関係の政令を改正するとともに、「清掃事業における安全衛生管理要綱」の全面的な改正を行ひまして、これをもとにいたしまして、関係事業所に対する指導等を実施いたして現在に至つておるところでございます。そして、さらに五十八年には、清掃事業を労働災害防止の重点業種というふう指定いたしました。この要綱の特段の周知を図るとともに、また本年からは、特に自主的な安全衛生活動推進のための職長に対する教育ということをやつておるところでございます。

今、先生お話しのように、最近、昨年におきましてはテールゲートによる死亡事故が特に多く発生しております。そんなこともございまして、私も、このごみ収集作業におきましてテールゲートに挟まれる災害につきまして、メーカーを呼んでその間の事情も聴取いたしまして、ごみがテールゲートに挟まった場合、テールゲートが上がるないうようにごみ収集車の改善をするように指導いたしまして、現在その改善措置を進めておるところでございます。

○和田静夫君 この死亡災害について、自治が八五年五月二十三日、厚生が八五年十二月九日、労働が八五年十二月十六日、それぞれ通達を出されております。ところが、出しているのはいいんです、どこでも通知が県段階でとまっています。これは再度十分に周知徹底されるように求めます。もう時間がありますから、答弁は一括いただきます。

それから二つ目は、死亡災害に関し労働安全衛生規則の九十七条によりますと、事業者は発生後直ちに労働基準に報告する義務を負っている。に

もかわらず、三月二十四日に北海道の中札内で発生した死亡災害でも、当局は労働基準に報告をしていない。これは自治省、何か理由があるんでしょうかね。

それから、発生を労働基準に報告しないばかりか、私たちの調査では、安全衛生委員会がなかったり、安全教育が不十分である、そういうケースがいくつかあるわけであります。労働省、これでは事故が発生するのは当然過ぎるほど当然なんでありまして、これはきちんとした指導を徹底されるように求めます。

それから、死亡災害の原因として、下層部分の構造的欠陥が考えられるわけでありまして、下層部分の定期点検を義務づけるべきでないだろうかというのを私は思ふんです。フォークリフトやあるいは車両系建設機械は年一回の定期点検が義務づけられていてわけでしょう。横並びにそういうことを義務づけることが必要ではありませんかでしょうか。

それから、ごみ収集車の二人乗務体制が多くなつてきているわけでありまして、これだけの死亡災害がある現状からしますと、やはり三人乗務が適切でありましょう。三人乗務で災害を防げたケース、これは各取組の場合そうでありまして、ある。そうすると、三人乗務体制を自治体に強く指導すべきだと、こう考えますが、このところの答弁を求めます。

最後に自治省、地方交付税の安全対策費が余りにも少な過ぎますね。清掃費の標準団体行政経費に上げる備品購入費中、安全器具はわずかに十六万六千円です。これで何が買えるのだろうかと思ふんです。このところは改善されるべきだと思ふんですが、逐次答弁をお願いいたします。

○政府委員(稲葉哲君) 私ども関係の通達につきましては、各都道府県段階あるいは監督署の段階でもって自治体との会合等を持ちましてその徹底を図るとともに、通知等もしておるつもりでございますけれども、なおその徹底が図られていない面があれば、その点についてはさらに徹底を図つ

ていくということをいたしたいと思ひます。

それから、御指摘の中札内の件でございますけれども、三月二十四日、不幸にして死亡事故が起きたわけでございますけれども、北海道労働基準局といたしましては、一応その災害調査はさしていただきました。その結果でございますが、お亡くなりになった方は村の技術職員でございます。まして、労働基準法の適用からいいますと、第八條の十六号のその他の官公署ということでもって、監督権限としては、労働基準局ではなくて、人事委員会の所管に当たるものであるというような判断をしておるところでございます。

なお、検査制度のお話でございますけれども、ごみ収集車につきましては、ごみが詰まってしまうということによる故障でございます。その修理作業において事故が発生しておるわけでございます。こういった修理作業におきまして危険の防止につきましては、検査制度を導入するということが十分に効果があるとは必ずしも考えられないので、これはなにかどうかというふうに考えておりました。修理作業の安全を確保するために、先ほど御答弁申し上げました「安全衛生管理要綱」によりまして、作業の安全に必要な器具、装置の使用、あるいは作業の指揮者の氏名といったようなことを具体的に定めておりますので、こういった「安全衛生管理要綱」のさらに一層の徹底を図ることによりまして、この種事故の防止につきます。今後とも努力をしまひたいというふうに考えておるところでございます。

○説明員(遠藤安彦君) お答えいたします。交付税の算定基礎に安全対策関係で備品購入費が余りにも少ないではないかという御指摘であります。実は私どもは公務員部の方で検討いたしましてよく相談の上、中身といたしましては酸素呼吸器、送気マスク、粉じん計、騒音計等、合計いたしまして六十六万三千円ほどの総費用になりました。これは耐用年数がございまして、耐用年数分の一ということで、し尿とごみ双方で三十三万二千元、ごみについてはその二分の一の十六

万六千元を計上していると、こういう中身でございます。

○和田静夫君 乗務体制はどこでやるんですかね、厚生省。

○政府委員(森下忠幸君) 今の配置基準でございますが、地方交付税の算定基準では、一台当たり二・六人ということで今下がつてまいっております。厚生省といたしましては、ぜひこれは三人乗車ということでやっていただきたいというふうな御要望しておるところであります。

ただ、現実はどうかということになりますと、これは最低私ども作業は二人以上でやれと。二人以上でやるというのは、収集する人が二人の場合には運転手の方がもう一人になります。運転手の方が一人で収集の方が一人の場合には、運転手の方がおられて、少なくとも積むときには二人でやるということ現場ではやっていたり、いろいろな関係の会議あるいは全国都市清掃会議などのネットを通じて指導しておるところであります。

○糸久八重子君 続きまして、廃棄物関係について若干お伺いしたいと思うのですが、ただいまの問題で、ごみ収集車の乗員体制が二・六人だと、そして通常積み込み等については二人でやるように指導している、二人しか乗車をしていない場合には運転手がおられてやるということなんです。その場合に、運転をする方は二人分の仕事をやるわけですね。そうしますと、その辺の手当の関係というのはどうなっているんでしょうね。

○政府委員(森下忠幸君) 運転される方は、通常の運転のほかに積み込みという仕事があるわけでございますから、それに相応した報酬が支払われるべきではないかと思つております。その辺につきましまして、個々のそれぞれの自治体あるいはそれぞれの処理業者でどのような給与の体系になっているかということにつきましては、ただいま資料の持ち合わせがございません。

○糸久八重子君 通常二人で積み込みをするようにという指導をするということですから、やはり

これは厚生省の責任もございまして、きちっと調査をしておいていただきたいと思います。

廃棄物の処理施設については、和田委員の指摘にもございまして、いろいろ立地とか場所の選定等について、周辺住民の反対運動がある場合が多いんですけれども、都市部においては特にそうだと思うのです。

特に都市部の焼却施設についてお伺いしたいと思うのですけれども、どんな強い反対運動の場合でも、例えば他に適当な代替地がないとか、それから総合的な生活施設になるんだとか、それから減量への努力が本格化するとかというようなことが確認できれば、大体円満な解決をするのが通例ですね。その場合に都市部の焼却施設について、プールとか、それから緑地とか、公園とか、福祉施設とか、集会施設などを組み合わせました総合生活施設型の焼却施設という制度はつくれないものなのでしょうか。

○政府委員(森下忠幸君) 今、先生から都市型総合生活施設というお言葉をちょうだいいたしました。実は初めてお伺いする言葉であります。まさにこれからの清掃施設というのは、そういう方向を目指していくべきだと思っております。

御指摘のように、こういった廃棄物施設をつくります場合には、地域の方々の御理解と御協力がなければできないわけでありまして、そういうことで、まず厚生省といたしまして今までやっておりますことは、その施設が周辺と調和した施設でありますように、建設の段階で十分な環境影響評価、つまり環境アセスメントをするということ。

それから、せっかく都市部でゴミを燃やして熱が出るわけですから、その余熱を活用して温水プールとか老人福祉施設などをつくるというふうなことで、仰せのとおり、公害が出ず、地域住民から歓迎されるような、私どもの言葉を使わせていただくならばアメニティー施設化する、廃棄物施設をアメニティー施設化していくというふうなことで今後進んでまいりたいと考えております。

この場合、プールの問題とかあるいは老人福祉施設、公園など、このような附属施設につきま

して、それぞれの自治体では設置の費用について大変苦心をされておられるわけですが、その中でも、それぞれの自治体におかれましては、現在でございます各省庁の補助制度、これを活用いたしまして、それぞれの部局と調整をとりながらうまくつくられていくことでありますし、そういったものを活用されたいというふうに考えております。

○糸久八重子君 ただいまの御答弁の中に、各省庁の補助制度を活用すればということをお話になりましたけれども、その各省庁の補助制度、どういふものがございますか。

○政府委員(森下忠幸君) まず一つは、文部省所管の社会体育施設整備補助金というものがございまして、これで温水プールをつくります場合には三分の一の補助が受けられます。それから、農林水産省所管の地域農業生産総合振興事業費補助金、これは都市部につくりますときはちよつと対象外になるかと思っております。園芸団地などをつくります場合に三分の一あるいは二分の一の補助が受けられます。それから、厚生省所管の社会福祉施設等施設整備費補助金によりまして老人福祉センター及び障害者更生センターにつきまして三分の一の補助を受けることができます。それから、建設省所管の公園事業費補助金によりまして都市公園につきまして三分の一あるいは二分の一の補助を受けることができるということでございます。

これはまあ、こういうふうに私どもがこういうものがあるよというところでお話ししただけでは、実際に清掃サイドを担当される市町村ではそういう情報が伝わらないわけでありまして、厚生省といたしましては、昭和五十五年から三カ年にわたりまして、こういった周辺整備の状況につきましていろいろな調査を行いました。どんな施設が整備されているかと、その整備した施設の財源、つまり、ほかの補助制度にどんなふうに乗っ

かったかというふうなことに研究をいたしたところでございます。この研究がまとまりましたものであります。この成果を関係の市町村にお見せして、これから施設計画を立てられるところには、できるだけいろいろなところからの補助金を導入しながら、私どもの施設整備の補助金も加えまして、さつき先生の仰せになりました都市型総合生活施設、こういった形の清掃施設をつくっていただくよう指導してまいりたい、このように考えております。

○糸久八重子君 それでは、今の補助制度を十分に活用すれば、例えばその都市型の場合には、どの程度の施設が可能になりますでしょうか。

○政府委員(森下忠幸君) まあ先生の御地元ですと、北谷清掃工場というのがありと思っておりますけれども、あそこは焼却場につきまして国庫補助、厚生省の補助をしておりますが、そのほか温水プールあるいは老人福祉センターというものがついておりますから、ああいった形のもを当初の計画の段階からうまく各省の補助金を導入しながらやれば典型的なものになるのではないかと。そのほかに、都市公園とか公民館というものもあわせてつくるのが可能だと考えております。

○糸久八重子君 それでは、廃棄物の排出状況はどうなっておりますでしょうか。特に有害産業廃棄物についてはどのくらいでございますか。また、これらの処理についての実績はどうなっておりますでしょうか、お伺いいたします。

○政府委員(森下忠幸君) 産業廃棄物でございますが、有害な産業廃棄物を出します事業場では、そこで発生量、処分量を記録し報告しなきゃならぬことになっております。また、自分で処理をせず他人に委託した場合も、その委託量などを記載した報告書を都道府県知事などに提出することになっておるわけでございます。

そこで、まず産業廃棄物の有害産業廃棄物というところになりますと、処理場が中間処理をいたしましたものが年間百二十三万七千トン、中間処理をいたしました量が減りますから、かさが減りま

すから、最終的に処分したものが百万一千トン、こんなふうなことでございます。

産業廃棄物全般について申し上げますと、発生量といましようか排出量といましようか、事業所で発生いたします量は、五年ぐらいのスパンで見ますと多少ふえておりますけれども、事業所の中でいろいろと再生利用を工夫したり、あるいは減量化するというふうなことで、最終的に処分する量は実は減っております。減っておりますが、まあ一般廃棄物に比べれば大変大きな量になっております。

○糸久八重子君 有害産業廃棄物以外の他の産業廃棄物は、どう処理されておりますでしょうか。

○政府委員(森下忠幸君) 有害産業廃棄物以外の産業廃棄物につきましては、これは自動的に報告をするというふうな仕組みになっております。その中で、大量に発生するというふうなところにつきましては、都道府県の方から報告を求めるといふうなことで実態を把握しております。

一方、私どもも全国レベルでどのくらい産業廃棄物が出ているのかということを知る必要があるということで、一つの推計でございますが、これはやっております。これは原単位という方法を用いまして、例えばいろいろな事業別に、製品を何億円つくったからそこでどういった種類の廃棄物がどのくらい出るかというふうなことを、これを幾つかのモデルについて調べたもので全国を推定するというやり方です。でございまして、一部の大きな事業場からの報告を除きましては推計ということでございます。

○糸久八重子君 処理業者が処理を引き受けているものは、どのような種類のものになりますか。

○政府委員(森下忠幸君) 個別の処理業者ごとになりますと、それぞれ得意とするものがあると思っております。まあガラスくずだけとか、建設廃材だけとかいうこともありましようが、まず処理業者の手に渡っている産業廃棄物というのは、すべての産業廃棄物の種類というふうな考え

て差し支えないと思ひます。

○糸久八重子君 先ほどの御答弁の中にもござい
ましたけれども、有害産業以外の産業廃棄物につ
いては、事業者みずからが処理、処分したものにつ
いては報告を直接求めてはいないわけですね。

現行法の十八条では、都道府県または市町村は事
業者に必要の報告を求めることが可能だというわ
けですね。ですから、これを根拠として今後は報
告を求めるような方向にすべきだと思うのですけ
れども、その辺の御見解はいかがでしょう。

○政府委員(森下忠幸君) 報告を、つまりさつき
申しましたのは、自動的に報告をしなきゃならな
い義務があるかということになります。有害産業
廃棄物という義務がございしますが、それ以外の産
廃はないわけでありまして、そこは十八条の方
で、県の方から出向いていて、あるいは命じて
報告をしなさいということをやらせるわけであり
ます。ところで、これは全部報告を求めるかとい
うことになりまして、産業廃棄物を排出する事業
所というのが大変多いございまして、全国で六百
五十万事業所とも言われております。有害産業の
関係は六千六百といふことですから、どちらかと
いうとつかまえてやさいといふこと。全体六百五十
万とつかまえてやさいといふこと。この辺になりま
す。私も量は多いといふことは推計といふことでや
っておりますが、しかし、あるいはその六百五十万
の中で、種類によって特に問題のある廃棄物がま
だ有害産業以外にあるのじゃないか。例えば不法
投棄の多いものは、建設廃材とか建設廃木材
です。でありますから、一遍に全体について報
告を求めるというのは、これは都道府県あるいは
政令市の事務能力からしても困難な面もありま
すけれども、とにかく大量に排出して、そしてそれ
がいろいろと問題を起しているといふものにつ
いては、ただいまございまして報告の徴収という
ところでさつき重点的に調査をする、そして指導
をするということがまず必要ではないか、このよ
うに考えております。

○糸久八重子君 分別収集のことについてお伺い

をしたんですけれども、厚生省は、焼却炉の効
率を高める見地から分別収集の徹底を呼びかけて
おりますけれども、どのような行政指導をし、そ
して分別収集の徹底を図っていらっしゃるんです
しょうか。

○政府委員(森下忠幸君) 焼却炉の効率を高める
ために分別といふふうなお話もありましたが、昭
和四十五年、六年、七年、あのころつくられてお
りました焼却炉とか、あのころのごみの排出状況
を見ますと、とてもこれは紙くずとかはかのごみと
を別にしなければ、当時の炉では十分燃やせない
といふふうなこともございまして、そこでそういう
たことを提唱したこともございまして、今の考え
方は、焼却炉の保全といふこともございしますが、
さらに廃棄物処理事業を円滑に進めるといふため
には、市民の方々の十分な理解とあるいは積極的
な御協力が必要であらうといふことで、分別収集
を介して清掃事業に対する御認識を深めていただ
くといふふうな観点も加わっておるわけございま
す。

ちなみに、今どのくらいやっておるかというこ
とでございまして、五十七年度のデータでちよつ
と古うございしますが、全国の三千三百市町村
のうち、可燃物と不燃物を分けておりますもの
が三千市町村、それから、粗大ごみ、資源ごみ
まで分けておりますものがそれぞれ六百それか
ら五百といふことであります。何もかも合わせて
集めているといふものは三百町村といふことで
ございまして、これは全部合計いたしますとちよつ
と三千三百を超えますが、これは複数の回答が出て
いるわけでありましてそういうことになっており
ます。

そういうことで、さつき申しました、当初は焼
却炉の保全からスタートいたしまして、今では清
掃事業に対するより深い認識を深めていただく
といふふうな趣旨から、そしてまた資源の保全、有
効利用という観点から分別をお願いしている、こ
ういふことでございします。

○糸久八重子君 分別収集の方法は、確かに市町

村によって、例えば二分別、三分別いろいろあり
ますけれども、やはり可能な限り細かな分別をし
て出すようにというこの指導をきちんとすべき
だと思ふんですね。これらについては市町村が一
番苦労しているわけなんですね。だから、厚生省
が徹底したその指導をすべきだと思うんですね。
どうね。

〔委員長退席、理事大沢方榮着席〕
例えばラジオとかテレビとか新聞等の政府広
報のチャンス、そういうものを活用して、そして
全国民に絶えず分別についての呼びかけというも
のはできないものでしょうかしらね。

○政府委員(森下忠幸君) まず、厚生省としてや
つてまいったことでございしますが、環境衛生週間
といふのがございします。これは年に一度ござい
ますが、九月二十四日を中心にしたしまして一週
間、こういうところ、この期間を通じてまして、廃
棄物処理事業に対する地域住民の理解と協力を求
めてまいったところであります。

このほか、環境美化デーとか、そういうところ
にも、ポスターだとか、あるいは、経常的ではご
ざいませぬけれども、そういう時期になりますと、
テレビとか短波放送とか、そういうところから
出演の依頼がございまして、私も出てございま
しますが、さらに、いろいろな機会をとらえまし
て、また政府広報の番組もあるわけでございます
から、そういうところも活用しながら、この問題
について住民の御理解を深めていただくように努
めてまいりたいと思っております。

○糸久八重子君 再生利用についてお伺いいたし
ます。

再生利用については、現在、都道府県の許可な
しで営業できるちり紙交換などがございしますね。
それから粗大ごみの再生利用の場合には特段の補
助をするというふうなことも伺っておるわけであ
るけれども、全国で粗大ごみ再生利用の処理施設と
いうのは、どのくらいございしますか。

○政府委員(森下忠幸君) 粗大ごみ処理施設で

ございますが、これはいろんなタイプがありまし
て、粗大ごみをほうり込んで砕いてしまふやつ、
それからプレス、圧縮するのと、その両方に使え
るというふうなもの、こういったものが全国で、
五十七年度末のデータでちよつと古うございま
すけれども、四百四十カ所ございします。

○糸久八重子君 瓶や缶のようなそういう不燃物
のうち、再生利用されているというものは大体ど
のくらいあるでしょうか。

○政府委員(森下忠幸君) まず瓶でございします
が、瓶を集めましてカレットにしてもう一遍瓶を
つくり直すといふものを見てもいいまして、昭和
五十九年、これは新しいデータでございしますが、
昭和五十九年度には四二・四%の瓶が再生されて
おる。これは、昭和五十五年には三五・五%であ
りましたから、かなり上昇しておる。それから、
缶につきましては資料を持ち合わせておりません
が、古紙の話がさつき出ましたのでちよつと申し
上げますと、古紙も五十八年度では四九%とい
うことで、五十年年度の三九%が一〇%も上がつて
おるところでございします。

○糸久八重子君 瓶の四二・四%というのは、こ
れはつぶしてまた新しく瓶にするというものです
か。それとも、ある瓶をまたもう一度使う、そう
いうことなんですか。

○政府委員(森下忠幸君) これはつぶしてまた新
しく瓶にするということでございますから、ビー
ル瓶のように、あの姿のまま何回も流通するとい
うものは、これらのほかの数になるわけございま
す。

○糸久八重子君 再生利用をしてない不燃物とい
うのはほとんど埋め立て等に使われているわけ
ですから、こういう不燃物の場合にはもう何千年た
つても土には戻らないわけですね。やはり再生利
用についてはうんと本腰を入れて考えていかなけ
ればならない問題でないかと思ひます。このまま
推移しますと、ごみというものはもうふえても減
ることはないわけですから、廃棄物の改革とでもい
った腹を抱えた取り組みが必要ではないかと思ひ

ます。ごみゼロ運動とか、いろいろそういうことで厚生省はしていらっしゃるということなんですけれども、もう少し大きな運動にしていっていただきたいと思うわけです。

そこで、大臣に二、三提言を申し上げたいと思うんですけれども、例えば昨年科学万博がございましたけれども、そういうようなときに、リサイクル館の企画など、そんなものもあってもよかったのではないかと、もうこれは既に終わったことなんですけれどもね。それでは、それにかわるようなものとして、例えばナショナルイベントとしてリサイクルフェア、そんなものを開催してみてもいいのではないか。例えば国体などは各県持ち回りでやっておりますけれども、これも各県持ち回りで開催地を毎年変えていけば、当該県を取り組みなども非常に徹底をするのではないかと、そして刺激を与えていくのではないかと、それからあともう一つ、リサイクルの研究所みたいなものをつくってみてはどうなのか。そんなような提言をしたいと思うんですけれども、大臣の御見解、御意見を伺いたいと思います。

○国務大臣(今井勇) 私はこの御提案、極めてありがたいことだと思えます。とにかくリサイクルというものは、御案内のように、廃棄物そのものを減らすという意味からも、また省資源といえますか、省エネルギーの観点からも極めて大事でございますから、厚生省といたしましても、環境衛生週間とか、あるいは環境美化行動の日程を通じていろいろやっているわけでございします。したがって、例えばリサイクルの研究所なんかも、私も、実は昨年の十一月に全国の都市清掃会議というのがございまして、その中に設置されました廃棄物の処理技術開発センターというものにおきまして、リサイクルの研究を含めまして、ごみの広域回収とか、あるいは処理につきまして研究が行われるところでありますので、これを生かしていきたいと思ひますし、おっしゃいますようなリサイクルフェア、そういうことにつきましても私は大変ありがたいことだと思ひま

して、言ってみれば、ごみ国体とでもいいでしょうか、そういうものの御提案はまことに結構なことだと思ひまして、ぜひひとつ参考になさっていただきたいと思ひます。

○糸久八重子君 それでは、内容をがらりと変えて、年金の方に入りたいと思ひます。まず、大蔵当局にお伺いをしたいと思ひます。財政投融資の計画枠に対して資金需要はどんな状況にあるのでしょうか。財政投融資の資金は足りないものなのかどうか、それともまだ未消化額があるものかどうか、このところの推移をお伺いしたいと思ひます。

○説明員(石坂匡身君) 財投の資金の利用状況というふうなお尋ねでございます。財投は、六十一年度の財投規模で申しますと十二兆一千五百五十一億円、前年度対比六・二％というところでございまして、ここ五年ぶりの非常に大きな伸びとなっております。財投は従来から、ときどきの経済情勢でございまして、社会的な要請とか、そういったものを踏まえて、重点的、効率的な資金配分に努めてまいりましたところでございます。

六十一年度の財投計画について申し上げますと、内需拡大という強い要請がございました。また、地方財政の円滑な運営といった、そういう政策的な必要性というふうなものが非常に強く訴えられたわけでございます。そういった政策的な必要性に積極的にこたえていくという観点に立ちまして、公共事業の実施機関につきましては一・九％の財投の伸び、住宅公庫につきましては一・〇・五％の財投の伸び、地方につきましては九・五％というふうなことで、全体といたしましてそういう点で内需振興あるいは地方財政の円滑な運営という点に配慮をいたしまして、重点的な資金配分を行ったところでございます。今後とも、そのときどきの経済情勢でございすとか、社会的な要請でございすとか、そういった点を踏まえまして、効率的な資金配分を行ってまいりたい、かように考えております。

○糸久八重子君 財投の未消化額は年々増加の方向にある。それで、これは明らかに財政投融資がその役割を減じてきている。戦後の復興とか高度成長期を通じて果たしてきた役割が、かなりの分野においても相対的に低下をしてきていると思うのです。この点は臨調の最終答申にも指摘してありますけれども、財政当局はどのようにこの点を御認識していらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○説明員(石坂匡身君) 財投の大きな流れというふうなお尋ねでございます。確かに、今、先生御指摘なさいましたように、戦後の復興期におきましては、産業復興というふうなことが急務とされたというふうなことから、産業政策的な観点から、基幹産業を中心の資金配分が行われましたし、それに続きます高度成長期におきましては、道路とか鉄道といったような産業基盤の整備、さらにそれから住宅とか生活環境整備というふうなところに重点を移してまいっておるわけでございます。石油ショック後の現在の安定成長期に至りまして、公共部門の資金不足がかなり顕在化してきているというふうなことを踏まえまして、国あるいは地方公共団体への資金不足に対する対応というふうなことに意を注ぎまして、国、財政機関、地方、こういった三者のバランスを考えながら財投の配分に努めてまいっておるところでございます。

先生のお尋ね、恐らく五十九年度に約一兆円の不用を出したというふうなことを中心にしてお尋ねであらうかと存じます。この中身を詳細に見てまいりますと、その大半は、輸送で約四千七百億円の不用が生じました、それから中小公庫で三千百億円、この二つの機関がその不用の大宗を占めたわけでございます。ただ、御承知のように、輸送は非常に海外の事情に左右される機関でございまして、プラント輸出の不振でございすとか、あるいは資源需要の低迷による開発実施のおくれでございすとか、あるいは債務累積問題に伴いますところのプロジェクト

エクトのおくれといったような悪条件が重なったというふうなこと。それから中小公庫につきましては、非常に急激な金融緩和の時期に遭遇をしたというふうなことでございまして、逆に金融がタイトになった場合、あるいは非常に海外からの需要が出てまいりますと、こういった機関は非常に大きく逆に膨らむというふうな要素もございします。

ただ、先生御指摘のように、五十九年度におきましては、こうした機関が主体となりまして約一兆円の不用を生じたことは事実でございす。この点は私も非常に深く反省をし、重く受けとめまして、こうした不用額につきましては、六十一年度の財投計画におきまして、これをあらかじめ原資として見込むというふうな財投編成をさせていただきますと、現実には不用を出しました輸出入銀行につきましては、二四％の財投減の計画をつくりましたし、中小公庫につきましても、約六％減の計画というふうなことで、余った資金は活用いたしますと同時に、こうした不用の分野を出しましたものにつきましては、その規模を厳しく現状に合わせて抑え込むというふうな措置を講じたところでございます。

六十一年度につきましては、まだこれから計数を整理しないとわかりませんのでございすけれども、このよう大きな不用が生ずることはないというふうなことを考えております。○糸久八重子君 臨調の答申の中にも「かなりの分野においては、財投資金を配分する必要性が従来に比べて相対的に低下している」と、そう書かれてあるわけですね。そういうような意味から考えると、財投の有力な原資であります年金資金についても、その役割については根本的に見直す時期が来ているのではないかと、そしてその必要があるのではないかと思ひますけれども、厚生省、それから大蔵省にもお伺いをしたいと思います。いかがでございすか。○政府委員(吉原健二君) 私どもは基本的には、今、糸久先生がおっしゃったような実は考え方を

持っているわけでもございまして、過去におきましては、財政事業の中でその原資として年金資金はそれなりの役割なり活用がされてきたというふう

に思っておりますけれども、これから財政のあり方についていろいろ議論がございまして、それから一方、年金制度の立場で申し上げますと、将来の年金財政の長期的な安定を図っていく、あるいは保険料負担の将来の被保険者の保険料負担を軽減していくためには、やはり年金資金につきま

しては、できるだけ安全確実であることはもちろんでありまして、もつと有利、高利回りの運用を図っていく必要があるという認識を持っておりまして、財政制度の将来のあり方の中で、こ

ういった年金資金にふさわしい運用というものを同時に考えていかなければならないというふう

に思っております。

○説明員(石坂匡身君) 年金資金は財政の原資といたしまして、先ほど来るの申し上げましたように、極めて重要な原資、財政の重要な原資であるというふうに考えております。

私も基本論といたしましては、国の制度、信用を通じて集めた資金というものは統合して運用させていただいて、財政の原資といたしまして公共の利益のために有効に活用させていただきたいというふうに考えておるわけでございます。

今、厚生省の方から御答弁ございましたように、厚生省の方でそういう強い御要求をされておられるということも十分承知しております。

○永八重子君 年金の積立金は、現在財政投融資原資においてどのくらいの比重を占めておりますでしょうか。

○説明員(石坂匡身君) 全体のストックベースで申し上げますと、百五十兆のうち約五十兆、ストックベースでございまして約三分の一が年金でございます。二十二兆の財政のうち四兆円が年金資金でございます。

○永八重子君 大変な比重を占めているわけですね。

そして、財政投融資が政策金融として積極的な意味を持つためには、どのようなことが要請されるでしょうか。

○説明員(石坂匡身君) やはり財政投融資とい

ますものは、いわば国の制度、組織を通じていただきますところの資金を公共の利益のために使用させてい

たいてい、そのときどきの社会情勢あるいは経済情勢からどうい

うものが必要なかどうかというふうなことを踏まえて運用させていただくということであ

ろうかと思っております。

六十一年度の財政投融資計画に即して申し上げますれば、先ほど申し上げましたけれども、住宅でござい

ますとか、あるいは内需拡大の見地から公共事業でござ

いますとか、あるいは内需拡大の見地から公共事業でござ

いますとか、あるいは内需拡大の見地から公共事業でござ

いますとか、あるいは内需拡大の見地から公共事業でござ

年金積立金の別建ての高利運用ということにつきまして、私の前の大臣でござい

ましたが、六十一年度はなかなか意見の一致を見ませんでした。送り

になったわけですが、意見の相違はあるものの、引き続き検討協議をしよう

というわけですね。

厚生省といたしましては、やっぱり年金資金にふさわしいような別建ての高利運用というものの

実現に向けて努力をしてみたい、このように私は基本的に考えております。

○説明員(石坂匡身君) 今、大臣から御答弁ございましたように、六十一年度の要求の過程で、厚生

当局から別建て高利運用の御要求があったわけ

でございます。今、大臣おっしゃいましたとおりでございます。意見の相違が大蔵、厚生両省の間

にはございまして、引き続きこの問題については検討協議をしようという

ことになったわけですね。

間機関に委託をして運用いたしまして、できるだけ有利、高利回りで運用をする。そしてその利

子、運用利益につきましては、将来の年金財政の長期的な安定、それから保険料負担の軽減に資す

るために年金の会計の中に繰り入れていくという

ような考え方でございます。

運用の範囲といたしましては、国債なり地方債、あるいは事業債、金融債、そういったものに運用をするという考え方に立っておりますし、運

用の委託方法といたしましては、先ほど申し上げましたように、民間の活力を活用する観点から、信託銀行その他民間機関に委託をして運用する

という考え方でござい

ます。

私も基本的な運用利回りの目標といたしましては、現在、厚生年金基金の年金資金につきまして信託銀行あるいは生命保険会社に委託をされて、五十八年度あるいは五十九年度におきまして八・六分

程度の運用利回りを上げておりますので、そういった形でこの年金資金につきましても運用したいというのが厚生省の高利回り、高利運用の考え方

でございます。

○永八重子君 四兆円の自主運用で収益増とい

うのは大体どのくらいになりますか。

○政府委員(吉原健二君) 四兆円を運用いたしま

すと、先ほど申し上げましたように、厚生年金基金並みの利回り、資金運用部に預託しますよりか

約一・五％程度高い利率で運用できるという前提

で計算をいたしますと、一年間に約六百億円、そ

れから七年間の累積で約二兆三千億円の運用益が

生ずるということになります。

○永八重子君 大蔵省にお伺いするんですけれ

ども、今、厚生省が申しましたように、積立金の一部の四兆円を自主運用して、そして六百億円の収益増を図るということ

を要求したということでは、やはり当然理にかなった主張だと思

うのです。来年度以降、そういうように前向きに取り組むお考えはあ

るのかどうか、それをお伺いしたいと思います。

○説明員(石坂匡身君) 私ども、この年金が非常

に重要な財投原資であるというふうに認識をして
ごさいます。財投規模二十二兆円の中で、ことし
の数字をもちまして四兆円がその原資というこ
とでございまして、非常に重要な位置を占めて
おるわけでございまして、これに對しまして、た
だいまのように六十一年度で四兆円の別建て運用
をされまして、財投の編成が非常に困難というふ
うな事態に達するということでございます。

私も、統合運用というふうな原則、国の特別
会計事業として集めていただいているお金でござ
いますので、統合運用させていただいて財投を編
成させていただきたいというふうに考えておる次
第でございます。

○糸久八重子君 今回の改正案の中身を見てみま
すと、年金福祉事業団の一部改正によつて、事業
団の「業務を将来にわたつて安定的に実施するた
めの資金の確保」事業として還元融資枠の一部、
三千億円の自主運用が認められる方向にあるわけ
ですね。これは年金積立金本体の自主有利運用の
第一歩に結びつけることはできないものでしょう
か。

○政府委員(吉原健二君) 先ほど、御質問に大
蔵、厚生、両省お答え申し上げましたように、自
主運用自体につきましては、まだ大蔵省、厚生省
の間で意見の一致が実は見えていないわけでござ
いまして、この問題につきましましてはさらに引き続き
検討、協議をしていこうということになつていま
うでございます。

今回、六十一年度の予算で認められました三千
億円の事業団での運用事業というものは、私も
が先ほどお話し申し上げました本来の自主有利運
用あるいは別建て高利運用とは違う、別なもので
ございまして、そういった意味では、私もどの要
求が六十一年度においては実現を見なかつたわけ
でございまして、この新たな事業団での資金運用
事業につきましても、将来の還元融資を安定的に
実施をしていく、そのための財源を確保していく
ということにおきまして、私はやはりそれはそれ
なりに非常に意味のある、有益な新しい事業だと

いうことで実施をさせていただきたい、こう思っ
ておるわけでございまして。

○糸久八重子君 自主運用の三千億円ですけれど
も、もう少し細かく伺いたいんですが、どん
な運用方法がとられることになりましてしょう
か。また、その場合に、財政投融資の貸出利率に
比べてどの程度の高利率が見込まれることになる
のでしょうか、お伺いさせていただきます。

○政府委員(吉原健二君) 三千億の実際の運用で
ございまして、先ほど来申し上げておりま
すように、できるだけ民間の活力あるいはノーハ
ウというものを導入していく、あるいは活用して
いくという観点に立ちまして、現在、厚生年金基
金等の資金につきましまして、既に長年の運用経験な
り運用実績を持つております信託業務を行つてい
る銀行に對しまして、厚生年金基金の運用例を参
考にしながら、金銭信託の方法で運用の委託を行
うということをご念頭に置いておるわけでござい
ます。

それから、実際の運用利回りでございますけれ
ども、先ほど申し上げましたように、これまで
比較的厚生年金基金等の資金の運用利回りは八・
六〇程度、実際の事務費、手数料等を除きまし
て、その程度のかなり高い利率で運用されていま
うわけでございまして、御案内のとおり、最
近非常に金利が全体として下がつてきております
ので、なかなかこれからの程度の高い金利を
確保できるかどうかにつきましては、私も率直
に言つてなかなか難しくなつてきたという感じは
持つておりますけれども、ただ、資金運用部に預
託をした場合の預託金利、現在、四月の一日から
六・〇五というふうな非常に低い預託金利にな
つておりますけれども、それに比べますと一ない
し一・五〇程度の高い利回り運用できるのでは
ないかというふうに思つております。

○糸久八重子君 年金資金について自主運用を認
めると、郵便貯金にも波及するという懸念を財政
当局が抱いているというふうなことも聞いていま
うわけでございます。そもそも金利嗜好の可能な郵

貯などと違つて、強制徴収された保険料の集積で
ある年金積立金については、政府としても可能な
限りの高利運用をする責任を負つてゐるわけで
す。今後の年金制度を見通しますと、倍以上の負
担を国民にさせなければならぬ状態にあるわけ
ですから、政府の責任というのは一層重くなつて
くるわけですね。郵貯と年金積立金とは明らかに性
格が異なる私は考えるんですが、大蔵省
の見解はどうなのか、お伺いしたいと思います。

○説明員(石坂匡吾君) ただいま先生御指摘なさ
いまして、確かに年金資金は将来の年金給付の
ために積み立ててある資金でございます。片や郵
便貯金は、国民に對する簡易で確実な貯蓄手段を
提供するというところでございまして、その性格
は違ふという点は確かに御指摘のとおりでござい
ます。

ただ、いずれも国の制度、組織あるいは信用と
いつたようなものを通じて特別会計事業として行
われてゐるという点におきまして、共通点がある
というふうに認識をしております。

○糸久八重子君 それでは、厚生年金以外の他の
公的年金制度、例えば国家公務員とか地方公務員
共済組合、その他いろいろな共済組合があるわけ
ですけれども、その積立金運用はどういう状況にな
つておりますか。

○説明員(坂本孝雄君) 私も国家公務員共済
組合担当でございますので、国家公務員共済組合
について申し上げますと、一つは、ただいま御議
論になつております資金運用部預託ということ
で、厚生年金と共済年金の均衡がとれるようにと
いう法律の規定がございまして、したがいまし
て、その規定の趣旨に沿ひまして、一定額を資金
運用部に預託するというのがまず一つございま
す。

それからもう一つは、民間企業と違ひまして、
国家公務員の場合には予算統制がございまして、
諸制約があつてなかなか福祉事業が実現できない
ということもございまして、したがいまして、その

肩がわりとしてこの積立金を運用して組合員への
貸し付け、例えば住宅資金の貸し付けというよう
な、そういった組合員貸し付け等を行つておりま
す。それから残余の資金につきましては、有価証
券等に有利に運用しているということでございます。

ただ、先ほど申しましたように、組合員等へ低
利で運用いたしておりますので、全体としての資
金運用利回りは、全額資金運用部に預託した場合
よりも多少下回つてゐるという実情にございま
す。

○糸久八重子君 国家公務員の共済組合の場合を
今伺ひしたわけですが、多少その利回りが
下回つてゐるということなんですが、できたら
資料を後でいただきたいと思ひますけれども、
今、簡単に答えられますか。

○説明員(坂本孝雄君) ちなみに最近五年間の数
字を申し上げますと、全体の資金運用利回りは昭
和五十四年度で六・四四でございまして、うち資
金運用部へ預託している利回りだけを取り上げま
すと六・九一というふうになつております。そ
れから、五十五年は同じように六・九四に對し
て七・一三、五十六年は六・八一に對して七・二
三、五十七年は六・八五に對して七・二
三、五十八年は七・〇九に對して七・三〇、
五十九年は六・九〇に對して七・二一、これは
先ほど申し上げましたように、組合員に低利で融
資しているということが相当影響していると思ひ
ます。

○糸久八重子君 年金一元化のこの前の制度改正
の中でも、制度間の格差がいろいろ論じられたわ
けですけれども、いわゆる給付体系上だけの格差
ではなくて、資金運用面の格差もやはり改善され
なければならぬのではないかとと思ひます。年金
の一元化という観点から考えても、資金運用につ
いても統一をとつていかなければ、やはり特定グ
ループの被保険者が不利といったことになるので
はないかなというふうな気がするんですが、それ
も、その辺はいかがでしょうか。

○政府委員(吉原健二君) 私どもも大体同じような考え方を持っておりまして、年金の一元化というのは、制度をできるだけ整合性をとる、一本化するということだけではなしに、やはり資金運用面、その制度を支える資金運用のあり方についてもできるだけバランスのとれた共通のものにしていくということが必要だろうと思うわけでございます。そういう意味におきまして、共済制度、国家公務員もそうでございますし地方公務員の共済制度、それから農林、私学、すべて考え方としては原則自主運用の考え方に立っているわけでございまして。これも国の制度なり信用、組織でもって集められる資金という点では私どもは同じではないかと、厚生年金や国民年金と同じではないかというふうにも思っているわけでございまして、やはり年金制度は制度として資金運用も含めた整合性のある統一な運用、同じような運用方法をとっていくべきではないかというふうに思っております。

○糸久八重子君 今の各制度間の統合ということも考えれば、今までの財政当局のかたくなな考えというのはやはりおかしいのではないかと私は思うわけでございます。それで、単年度の余裕金と積立金の年金資金だけでなく、保険料収入全体の資金効率を最大限に高めるといふ必要が出てくるのではないかと思っていますけれども、そのためにはどんなことが考えられますでしょうか。

○政府委員(吉原健二君) ちょっと御質問の意味をどういうふうに理解していいのかわからなかったものでございまして、もう一度。
○糸久八重子君 例えば、厚生年金では何かに積立金の利用がございまして、病院をつくるとか施設をつくるのかというふうなものがあるわけですね。けれども、そういうものがございまして、
○政府委員(長尾立子君) 厚生年金の例をもちまして御説明をさせていただきますが、厚生年金の会計の中で福祉施設費という項目がございまして、これは福祉施設費としての金額を業務勘定に

繰り入れまして、今、先生御指摘のような被保険者、年金受給者のための福祉を増進するような施設の建設等の事業をいたしております。六十一年度予算では、厚生年金保険の福祉施設費の総額は、全体といたしまして二千四百三十七億円でございまして、金額になっております。この場合、年金福祉事業団という特殊法人がございまして、ここへ出資金がその中に含まれております。

先生御質問の、被保険者や年金受給者等のサービスに直接かかわっております施設の整備等が、全体といたしまして今申し上げました二千四百三十七億円のうちの七百七十五億円でございまして、それから、年金福祉事業団に對しまして事業団交付金がございまして、これが三百九十九億円でございまして、そのほかの千二百六十三億円が年金福祉事業団が行います貸付事業等に充てます経費といたしましての出資金になっておると、こういう形になっております。

○糸久八重子君 厚生年金保険の現在の福祉施設は、大半が財団法人の厚生団というんですか、で運営が行われていると。現在行っているような各種の福祉施設、今申しました会館とか老人ホームとか病院とかスポーツセンター、こういった方法で、つまり財団法人厚生団で運営をしていく必要があるのかどうか。また、こういう施設はこれから昔年金時代になるわけですが、加入者との結びつきをどのように考えたらよろしいのか、もうそろそろ再検討する時期に来ているのではないかと、もう一度、その辺のところはいかがでございましょうか。

○政府委員(長尾立子君) 先生御指摘のように、厚生年金保険の福祉施設につきましては、財団法人厚生団に一括経営を委託いたしております。厚生団は、実は戦前から設立をされました非常に古い財団法人でございまして、本来、年金の場合には障害年金の給付を持っておりますので、リハビリテーションでございまして、リハビリ施設を、諸外国でも大きな施設を持っておりますわけですが、厚生団はそういった施設をいわば現

物給付的に実施をするものとしてスタートをしたという経緯がございまして。現在、こういった厚生年金病院、それから保養ホーム等のほかに、先生お話しした厚生年金会館とかスポーツセンターとか、そういう施設が全国で八十七カ所あるわけですが、そういった施設を全体といたしまして厚生団が経営委託を受けておることとてございまして。
一方、もう一つの大きな年金制度でございまして、国民年金につきましても実は同じような福祉施設を持っておりますわけですが、これにつきましましては、同じく施設整備を中心といたしましたサービスは約二百二十九億ほどやっております。これは六十一年度予算でございまして、この部分につきましましては別の法人を設けまして、国民年金の福祉施設は、その性格からいまして非常にその地域と密着した事業でございまして、各都道府県に一カ所程度の施設をつくっておるわけでございまして、各都道府県でその法人をつくりまして施設の運営をしていただいております。中央会館のみが連合会が設置をしておるといふ形になっておるわけでございまして。

この施設の経営でございまして、やはりそれぞれの今までの伝統に基づきます施設運営についてのいろいろな蓄積がございまして。私どもといたしましては、今までの施設の経営、大変良好にやっていたというわけでございまして、被保険者の皆様、受給者の皆様の声を十分に反映する形で運営にもそれぞれ参画をしていただいておりますわけですが、こういった形で今後とも運営をしていきたいというふうに思っております。

初めといたしまして、既に七つの基地が開業をいたしております。昭和六十二年度までに全国十一の基地、箇所数で申し上げますと十三カ所あるわけでございますけれども、すべての基地について建設工事が完成するという予定になっているわけでございます。

この大規模年金保養基地の建設のための投資額を申し上げますと、昭和六十年までの累計で約千二百四十五億円ということになっておりまして、この財源は全額資金運用部からの借入金で充てているわけでございまして。六十一年度及び六十二年度の投資予定額は、ちなみに百六十八億円というのを見込んでおります。
○糸久八重子君 現在開業している施設が七カ所と今お話ししましたけれども、こういった事業の収支は中長期に見て黒字となり得るものなのではないか。またオープンしていない基地については建設予定はどうなっておりますか。今、六十二年と申し上げましたか。

○説明員(丸山晴男君) お答え申し上げます。現在オープンしている七カ所に次ぎまして、残る六カ所につきましては六十二年度いっぱいまで整備が完了いたしましたので、全基地そろいますのは六十三年度冒頭でございまして。
なお、各基地の収益につきましては独立採算を原則といたしまして、現在七基地オープンしてございまして、そのうち六基地分、第七番目の基地につきましては先月オープンしたばかりでございますので、六基地分につきましては、合計いたしますとほぼ収益はとんとんといった状態でございます。

○糸久八重子君 この用地の取得は四十九年から五十一年にかけてなされておりますけれども、十年を経過してまだ開業にこぎつけれないというのは、当初の構想と現実との間にギャップがあったのではないかと。こういう形で一千億円も超える金額を凍結させてしまっているということが、一方で効率的な高利運用を提唱しているのと合致するのでしょうか。

○政府委員(吉原健二君) 大規模年金保養基地の建設につきましては、昭和四十八年度から建設整備を進めてまいりまして、現在、兵庫県の三木を

○政府委員(吉原健二君) 従来、この年金積立金の運用につきましては、有利、高利というよりか、むしろできるだけ被保険者なり受給者の福祉に直接還元するような運用を考えるべきであるという声が強かったわけでございます。そういうことで私も、先ほども申し上げましたように、厚生年金について各種の福祉的な施設、会館でありますとか、スポーツセンターでありますとか、病院でありますとか、そういうものをつくつてきておりますし、いわばそういった施設の大型版といたしまして昭和四十九年度に、あいつた御案内のような経済情勢を背景にいたしまして、大規模な年金保養基地というものの構想が実はつくられたわけでございます。

その後、経済的な事情、社会的な情勢も大変大きく変わつてきておりまして、それから同時に、年金制度についての将来のあり方、そういった議論もその後に出てきたわけでございまして、今の時点で考えますと、確かにこれからはそういった大規模の福祉的な施設あるいは保養基地といったようなものを必ずしも積極的につくっていくという時期ではないというふうな認識に立つておりますけれども、やはり当時におきましてこういった基地の計画、それはそれとして計画をしたわけでございまして、計画どおり整備をして運営していきたい。

ただ、この基地の整備につきましては、一応現在計画の中のもので終わりとするという考え方を持っているわけでございます。

○糸久八重子君 それでは、最後になりますけれども、大臣、年金の自主運用について、やはりもう積極的に進めていくという大臣の御決意のほどをお伺いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○国務大臣(今井勇君) 先ほども私は、年金積立金につきまして厚生省といたしましては、例えば別建ての高利運用の実現に向けて一生懸命やうたいうふうなことも申し上げました。私もそういう気持ちでございます。せっかく皆様方からお

預かりいたしました大変な有効なお金でございますから、それをできるだけ高利運用いたしまして、皆さんにお返しするという基本的な考え方に立って今後とも頑張つてまいりたい、こう思っております。

○糸久八重子君 ありがとうございます。終わります。

○理事(大浜芳雄君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時三十分まで休憩いたします。

午後一時三十分まで休憩いたします。

午後零時三十六分休憩

午後一時三十二分開会

○委員長(岩崎純三君) ただいまから社会労働委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案並びに年金福祉事業団法及び国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案の両案を便宜一括して議題といたします。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○中野鉄造君 私は、初めに廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案に関連してお尋ねいたします。

けさのテレビの報道でも言っておりましたが、千葉県では廃棄物処理についていろいろな規制の条例が出たというのを言われておりました。こういう事例は今後ほかの自治体でも出てくるんじゃないかと思うんですが、この辺についての今後の国の指導の方向というものがあればお聞かせいただけますか。

○政府委員(森下忠幸君) 廃棄物処理施設、特に、常に問題になりますのが最終処分施設でございます。これは、一定規模以上のものにつきまして、設置前に環境アセスメントをして適切な施設ができるようにということで指導してまいっておりますわけでございます。これは国の方で一定規模以上のものをやっておりますので、それに準じてより小さなものにも県が環境保全の観点からそ

ういうことをおやりになるのは結構だと思いますが、なお、具体的にマニュアルのような形で示していくということも研究してまいりたいと考えております。

○中野鉄造君 ひとつ問題になりました使用済み乾電池の処理状況は、今どういうふうになっておりますか。

○政府委員(森下忠幸君) 使用済みの乾電池で、ただいまそれぞれの市町村がストックしてありますものにつきまして、これを広域的に処理いたしますというか、広域で集めまして水銀を回収するだけの処理をいたしまして、そちらの方でできるだけの処理をいたしていくことを進めておるところでございます。

これは、ただいま北海道に一カ所だけそういうプラントがあるわけでございますが、できれば全国に何カ所かそういうものがあつた方が効率的でございまして、さらにそういった回収工場ができることを望みながら調査をしておるところでございます。

○中野鉄造君 次に、年金福祉事業団法の一部を改正する法律案、本法案について私は基本的に賛成であります。この際、この事業団に関する問題でお尋ねいたします。

本法案の事業団の高利自主運用資金三千億円、これは厚生積立金一部自主運用要求とは別建てとなつております。これが今後どのような方式でどの程度の利回りになるかということについては、午前中の質問によつても大体明らかになりましたけれども、円高による急激な金利引き下げ等によつて、率直に言つてある程度の影響が出てくるんじゃないか、こう思いますが、この三千億円の自主運用によつて得られる利子、これはどのくらいになりますか。

○政府委員(吉原健二君) 私ども、三千億円を還元融資の財源に将来充てるといふことで、できるだけ有利、高利回りに運用したいといふことを考えているわけでございますけれども、先ほども申し上げましたように、本来、私ども厚生年金基金

の運用利回りが五十八年度、五十九年度まで大体八分台、八・六％あるいは八・八％というふうな利回りで運用されてまいりましたので、その程度の運用というものを考えていたわけでございすけれども、御案内のとおり、最近金利が全体として大変低くなつてきておりまして、そういった状況の中で、私どもが当初考えておりましたような金利での運用は、率直に言つてなかなか難しくなつてきたという感じは持っているわけでございす。

ただ、そうは申ししましても、資金運用部の預託金利は現在六・〇五％というふうな、今までの預託金利の中でもいけば最低の金利水準になつているわけでございまして、それに比べますと、この三千億円の運用利回りは、それよりも一ないし一・五％程度は高い利回りで運用が可能なのではないか、相対的に考えまして、その程度の高い利回りは確保できるんじゃないかというふうに思つておるわけでございす。

○中野鉄造君 「六十一年度予算参考書類」を見ますと、その九十ページに載せられておりますが、投資収益受入金、これが十二億二千四百四十二万八千円、こうなつております。これは、今の御答弁のあれからいいますと、これをかなり上回りますか、それとも下回つてきますか。

○説明員(丸山晴男君) お答え申し上げます。

資金運用事業の実施に当たりましては、いわば借入金利息につきまして、当面運用収益から返済をしていく、こういう計算に基づきまして、当時の資金運用部の預託金利六・八％分につきまして、投資収益受入金十二億円というものを計上いたしまして対応する、こういう考えでございす。したがって、その後預託金利が下がつたこともございすので、この十二億円につきましては、現在のところこの金額で考えておりますけれども、さらに検討することは必要かと思ひます。

○中野鉄造君 下がりますね。

○説明員(丸山晴男君) 金銭信託の方法といいま

すのは、最低一年単位の運用でございまして、この資金運用事業は原則五年程度の運用を考えておりますが、その際に、預託金利相当分を一年間の運用益として計上するという事で、それを利息分の利払いに充てるということで設計をしてはどうか、こういうことを議論いたしております。したがって、資金運用部への返済分だけを運用収益として現金化する、元加する、こういう考え方でございまして、御質問のとおり、六・〇五％になりますと、実現する運用収益は下げるということでございます。

○中野鉄造君 かねてから、年金財政の安定と、保険料をできるだけ抑制しながら収入をふやす方法として模索されていたのがこの公的年金積立金の高利回り運用でありましたけれども、基礎年金法案審議の際にも強くこれは主張してきたところであります。これに対し大蔵省は、財投資金の効率的運用ができなくなるということでこれに反対されまして、あくまでも統合運用を続けているわけでございますけれども、その後、自主運用については大蔵、厚生、建設省とということになっておりますが、今日までの経緯と、今どういふふうになっているのか。

○政府委員(足立和基君) 年金資金の自主運用につきましては、今御指摘のように、六十一年度予算編成に際しまして厚生省から要求がございましたが、大臣折衝を通じて六十一年度は見送りとなったわけでございます。その際、両省間で意見の相違はありますが、今後とも引き続いて十分協議をしていくということで現在までできておるわけでございます。

私どもの考え方は、今、先生がおっしゃいますように、財投原資として重要な要素を占めるものでございまして、ぜひ統合運用をしていきたいと考えておりますが、厚生省からの強い御要望もありまして、今後ともひとつ両省間で六十二年度予算編成過程を通じて協議を行っていきたいと考えております。

○中野鉄造君 先ほども申しましたように、今回

のこの法案は、一つの方向として私は非常に賛成できるわけですが、希望として言わしてもらうならば、本当は丸が一つ少ないのじゃないか、こういう気持ちもあるわけなんです。今も申しますように、基本的には賛成ではございませう。しかし現実を見ますと、現在行われている年金運用について、今回の法案あたりとは全く逆の、年金保険者にとっては全く不利益となるような運用が行われているところから、この点について、この前と重複しますが、再びお尋ねをしたいと思っております。

財政投融資計画の見直しは最近特に言われておりますけれども、特にその中で、極めて基本的なお尋ねですけれども、年金福祉事業団、これはどういふ事業をやっていますか。概略で結構です。

○政府委員(吉原健二君) 年金福祉事業団は、年金資金をできるだけ被保険者あるいは受給者の福祉のために還元する事業を行うという趣旨をもちまして、昭和三十六年に設置されたわけでございます。

現在行っております事業を申し上げますと、第一が被保険者住宅資金の貸し付けでございます。第二、被保険者がマイホームの夢を実現できるように、住宅の建設あるいは取得に必要な資金を融資する事業をやっております。

それから第二が、各種の福祉施設、整備資金でございます。被保険者の福祉向上のための病院、体育館、社会福祉施設あるいは保養施設、レクリエーション施設などの整備、設置に必要な資金の融資をしております。

第三が年金担保資金の貸し付けでございます。年金受給者が年金を担保にして一時的な資金の借入れを行うことができるような事業をやっております。

それから第四が、大規模年金保養基地の設置でございます。全国十三カ所十一基地につきまして、昭和四十八年から大規模の保養基地、年金の被保険者及び受給者のためのレクリエーション等のための基地の建設を進めている。

以上が現在やっております年金福祉事業団の主な事業でございます。

○中野鉄造君 今もお答えがありましたように、被保険者への貸付事業及び施設事業、こういったようなものが中心であろうと思うのですが、これに対する資金計画は昭和六十一年度の場合、資金運用部資金、出資金、交付金、こういったようなもので構成されているわけですが、この資金計画で特徴的なことは、最近非常に交付金と出資金が急激にふえてきた、こういうことが言えるのじゃないかと思うのです。交付金は五十年で四十三億円だったのが、六十一年度では四百二十五億円と約十倍にはね上がった。この交付金の使道は一体何ですか。

○説明員(丸山晴男君) 交付金の使い道につきましては、お尋ねでございますが、年金福祉事業団におきまして各種事業を実施いたします場合に、いわば貸付資金の低利融資を行います場合の利子補給金、あるいは銀行を通じましての業務処理を行います場合の銀行に対する業務委託手数料、あるいは年金福祉事業団の事務費、こういったもので年金特別会計からの交付金をもって充てるようにいたしましたわけでございます。

○中野鉄造君 これは同じことは出資金についても言えるわけですが、五十年度出資金は三億四千万円だったのが、六十一年度では実に一千三百四十四億円、こゝまで急増いたしました。特にふえ方が著しいのが昭和五十五年以降なんです。いろいろ調べてみてわかるのですが、昭和五十四年ころまでは、この出資金というものが、どちらかといえば固定資本というものの対する出資が多かったんじゃないかと思いますが、その後はもうほとんどが流動資本ではないかと、こう思うのです。五十四年度十九億円から、五十五年度には一挙に九百七十億円とふえました。その後一貫してふえ続けてきておりますけれども、どうして五十五年以降急激にこのようにふくらんだのか、また出資された資金というものはどのように使われているのか、この点をお尋ねいたします。

○説明員(丸山晴男君) 年金福祉事業団に対する出資金の増加でございますが、年金福祉事業団に対しまして政府出資金につきましては、五十年六月の年金福祉事業団法の改正によりまして、政府から出資ができるということとされたわけでございますが、五十五年度から被保険者住宅資金の貸付原資の一部に充当するという趣旨で出資を行うこととされたわけでございます。

この考え方を申しますのは、年金住宅の資金貸し付けに当たりましては、原則といたしまして資金運用部からの財投資金をもって充てるわけでございますけれども、その際、年金特会からの出資金を一部充当することによりまして、全体としての金利負担を軽減いたしました。低利の資金貸し付けの事業に資する、こういったことでございしますが、出資自体は、還元融資事業の基盤の安定ということとございまして、いわば年金福祉事業団の事業基盤を安定させることによりまして安定した還元融資事業の円滑な実施を確保いたしました、こういったわけでございます。

○中野鉄造君 しかし、この出資というものが、今もお話がありましたように、ほとんどが借入金で返還四十三億円と、金利引き下げの原資千三百億円で使われているわけなんです。出資金を借入金に返済に充てる、こういうことはちょっとおかしいんじゃないかと思うんですが、これは厚生省と大蔵主計局、いかがですか。

○説明員(丸山晴男君) 財投からの借入金の元本の返済に充てるわけでございますけれども、財投からの借入金といえますのは、年金の保険料を一定ん財投に入れた上で、そこから引き出してくるということで、もとを正せば年金の保険料でございます。その保険料によりましてつくりました建設資金、いわば大規模年金保養基地の土地、建物につきまして、その償還資金として六十一年度は四十三億円の出資をいたしているわけでございます。年金福祉事業団の不動産として残るものでございまして、貸付原資につきましては、六十一年度千

三百億円を財投から出資をいたしまして貸付事業の原資の一部に充当しているわけでございまして、これもいわば被保険者に対する貸付原資として活用し、かつ住宅の金利程度の利回りは確保しているわけでございしますが、それによります住宅資金としての償還を得ました場合には、年金福祉事業団の回収金として年金福祉事業団に残るということとございまして、いわば流動しているわけでございすけれども、固定資産、現金あるいは回収金、そういった形で金としては利息を生んで残っている、こういった性格でございす。

○説明員(中島義雄君) ただいま厚生省の方から答弁がございましたとおり、この出資金につきましては、一部は施設となり、一部は貸付原資として利息を生んでいくわけでございまして、いずれも年金福祉事業団の資本金として累積しているものでございすので、これは年金福祉事業団の事業基盤の安定に資するものであるというふうに考えております。

○中野鉄造君 いろいろお答えはありますけれども、端的に言って、いわばこういう借金返しのために国がそれを出資という形で、そういうような形でみなすことができるのかどうか、このところが私どうしても釈然としないんです。

また、先ほど厚生省の方からお答えがありましたけれども、それはいずれまた利子を生んで事業団の方に戻ってくださるとおっしゃいました。それは事業団にはそれでよいけれども、一面、年金をかけて積み立てている一般の年金保険者についてはどういふことになりますか。

○説明員(丸山晴男君) いわば年金加入者の生活上のための還元事業ということで、その事業を実施するためにつくられた団体の資産として残るわけでございまして、事業として活用されている間は、年金加入者のための各種事業に充当するわけでございすし、将来仮にその還元融資事業が終了した場合には、恐らく年金福祉事業団から特会の方へ返済をするというふうな仕組みであろうかと考えております。

○中野鉄造君 仕組みとしてはそうなっているかもしれませんがけれども、現実にはそういうことができるのかどうか。

ちよつと今度は方向を変えさせられ、それじゃ、出資の大部分が今おっしゃったように住宅金利引き下げのための措置なんですね。金利引き下げのための元本としておりますから、補給金と違つて、これは完全に消えるものとは違い、今おっしゃったように、年金福祉事業団に資産として残るわけでございすけれども、出資する年金会計から見れば、結果としてこれは何にも利益は生まれない、いわば出し放しでこれは常態じゃないかと思ふんですが、いかがですか。これ、大蔵省と厚生省。

○説明員(丸山晴男君) お答え申し上げます。御指摘のように、出し放しでございますけれども、仮に将来年金財政上大変財政が逼迫いたしましたら、年金福祉事業団に数兆円の資金がある場合には、これは親元がいわば火事になったわけでございますから、出先の方は当然応援に駆けつけます、こういう関係は当然あらうかと思つております。

○説明員(中島義雄君) 年金事業におきましては、年金の給付事業とあわせて、長年にわたつて保険料を提出しておられる被保険者に対する還元事業である福祉施設という事業は、ある程度必要なものと考えております。年金福祉事業団に對します出資金、交付金もこのように福祉施設事業の一環をなすものというふうな考えでおるわけでございまして、私ども、この種の出資金というのは、年金福祉事業団にとりましては一応無コストの資金として入り、それを貸付金という形で運用しながら利息を生みつつ蓄積されていくというものでございまして、年金の被保険者の利益につながるものではないかというふうに考えておるところでございす。

○中野鉄造君 この事業団の現在の欠損金が約百

億ですね。そういうことから考えると、年金事業団が、これ遠い将来はわかりませんが、現実には積立金を取り崩して何にもなかったときに、親元に対する助けの云々というふうな答えがありましたけれども、今のところそういうふうなことはならないんじゃないですか。事業団そのものが今百億でしよう、赤字が。年金福祉事業団への出資は一般会計、つまりこれは税金ではない。厚生年金だとか、ほかの三会計、すなわち将来の年金給付のもととなるこれは国民の保険料なんですね。それがこの三つの会計に利益を生まないう形で出し続けているという、こういうやり方というものは、本来資金運用部へ預ければ幾らかでもそれは金利がつく、金利収入があるのに、それをいわば犠牲にしていることになりはしないかと、私はこういうふうに思ふんですが、いかがですか。

○説明員(丸山晴男君) お答え申し上げます。

冒頭の欠損金百一億円の件でございすけれども、これはいわば政府関係機関、特殊法人の財務処理上、固定資産を償却いたします際に、固定資産は特殊法人の場合に一・五割ずつ償却をいたすわけでございすんですが、逆に負債及び資本の部ですれに見合う減価償却引当金と、こういったものを一般の企業会計の場合は計上するやに聞いておりますが、特殊法人の場合はその引当金の仕組みがないというために、欠損金ということとバランスシートをとっているという、いわば見かけ上の欠損でございまして、現実問題といたしましては何か赤字がたまつていくと、こういうたわけではございませんので、お断りをさせていただきます。

また、これで非常に利益を生んでおられないのではないかと御指摘でございすけれども、年金制度におきまして還元事業といふのは、いわば長期にわたつて保険料負担をしていただく加入者にとりまして、現役の時代における生活の安定向上のために年金制度が何がお役にお役に立つ必要があると、こういう考え方で仕組みをつくられた還元事業でございまして、給付事業と並んで

年金制度におきまして二つの柱であると、こういうふうにも考えておるわけでございすし、類似的の公的年金制度を見ていただきますと、各種共済年金等におきまして組合員への住宅貸し付け、こういったものとはリンクしたような仕組みで構成をされているわけでございす。

そういった還元事業というのが極めて過大かどうかと、こういう点にもなるかと思ひますけれども、私ども、ほかの公的年金のそういった資金量と比べた場合に、平均して一割から二割程度であるかと思つておりますし、必ずしもその還元事業として過大なものを加入者の方にお返ししている、こういうふうにも必ずしも今の段階では考えられないのではないかと思つたりしております。

また、還元事業全体としての収益性ということも御指摘でございすんですが、幸いに、今回御審議いただいております還元融資の資金運用事業も、全体として見て還元融資の枠内の運用事業でございすので、還元融資全体としての収益性の向上につながるものではないかと、かようにも考えておるわけでございすので、よろしくお願ひいたします。

○説明員(中島義雄君) 先ほどもお答え申し上げましたように、年金福祉事業団に対する出資金、貸付金というのは、あくまで被保険者に対する還元事業の一つとして行つていっているものでございすから、これをすべてやめまして高利運用に回せばその方が利益を生むのではないかという点は、確かに利息を得るという点ではそうでございすけれども、年金制度を支える一つの柱というものとしてこの福祉還元事業が意義づけられております以上、私はある程度はこの種の事業も必要ではないかと考えておるわけでございす。

ただ、今後、年金の財政というのは、先生も御指摘のように、大変厳しさを増してくるわけでございまして、そういった観点から、この資金の使用にいく必要があるかと思つております。し

はマイナスでございませうけれども、そこは先ほど年金局長からの答弁にもございましたように、やはり調和といえますか、バランスの問題ではないかと思うわけでございまして、私どもとしましては、年金事業として、将来の年金の給付事業と現在の被保険者に対する還元事業は、ともに必要なものであると考えておるわけでございします。

ただ、どちらが本質的かと申しますと、これはもとより年金の本来の事業でございします将来の年金給付というものを安定、充実にすることの方が大事なわけでございしますから、私どもといたしましては、そのバランスは厳しく判断しつつ、いわゆる福祉事業が行き過ぎとならないように、資金の効率的な使用に努めてまいりたいというふうに考えております。

○中野鉄造君 お答えのように、確かに年金保険の原資について、今、有利運用が緊急なときなどということは目に見えておるわけですから、したがって、そういう時期に、名前は出資という形であつても、それがいわば出しつ放しで年金保険に返つてこないかもしれない、恐らく返つてはこない、そういう金を使うのは保険者の利益を損なうものではないかと、こういうことを今お尋ねしたわけですね。

もう一つと問題なのは、今度は交付金なんです。

この交付金というの、これももちろん保険会計から出ておるわけですが、これが年々四百億を超えております。この交付金は、事業の運営に必要だということは先ほどお答えがありましたが、しかし、これはもう先ほどの出資と、出資だつて出しつ放しですから、まあいろいろ理屈はつけられましたが、交付金ということになる、これはもう完全に出しつ放しなんです。そういう金なんですけれども、将来の年金の原資たる保険料が出資というものに上積みされてさらに空費されていく、こういうことになりはしないかと、こういうことをお尋ねします。

○政府委員(吉原健二君) 交付金につきましては、先ほど来お答えを申し上げておりますように、いわば福祉施設費の一つとして交付をされておるわけでございまして、本来還元福祉事業、還元融資事業というものの意味といえますが、理由といえますか、そういうものを前提にする限りにおきましては、そういう事業を行うために必要な資金を交付金として交付をするというの、これは認めていたわけではございません、私どもはそう思っているわけでございします。

ただ、これにつきまして、先ほど来御指摘のございしますように、余りこれが大きくなり過ぎますと、本来の年金給付の事業に支障が出てくるという、その将来は十分あり得るわけでございします、そういうことのないように、常にバランス、調和というものを考えながらこれからやっていきたいというふうに思っております。

○中野鉄造君 大蔵省。

○説明員(中島義雄君) 御指摘の交付金といふのは、いわゆる貸付金の利息を埋めるものでございしますけれども、これは被保険者貸し付けを利用された被保険者に対して、いわば利益が帰属するといふ形になろうかと思つてございします。したがって、これはいわゆる被保険者に対する利益還元事業の一部をなすわけでございします。したがって、これを空費と考えるかどうかという点でございしますけれども、一部そのように被保険者に対する利益還元事業は必要なものではないかというふうに私どもは考えておるわけでございします。

問題は、それが行き過ぎにならないように、バランスをとつてこれを管理していくということではないかと。私どもはその場合に、先ほど来申し上げておりますように、本質的に重要なものは、将来の年金給付を安定するということでございますから、そちらの方に重点を置きながら、福祉事業につきましてはあくまでもバランスを重視しながら、今後とも厚生省と十分協議して、適切に対処していきたいと考えておるところでございします。

○中野鉄造君 僕は、先ほどからいろいろお話を聞いておりました、やつぱり感ずることは、どうも年金と税金と同じような感覚で取り扱われているんじゃないかなと、そういう気がしてならないんですね。これはもうこの間も申しましたように、年金の原資というものは、これはいわば年金加入者からの預かり金なんです、それを、今もおっしゃつたように、還元事業に対するいろいろな必要な経費だからといったような、ほとんど還元するから還元するからと、それはずっと間接的にはそういうことになってくるかもしれない、せんけれども、どうしたってこれは、やつぱり預かり金を税金と同じような感覚で使われちゃう困ると思うんですね。その点いかがですか。

○説明員(中島義雄君) 被保険者の方々から提出していただいております保険料でございしますから、私どもはこれを税金と全く同じものというふうには考えておることはございしません。やはり厳しさをこれから増してまいります年金財政の安定のために最も効率的な使用、それからむだのない使用といふものに心がけていくべきものと心得ておるわけでございします。

○中野鉄造君 だから、本当に少しでも多く有利運用すべきだと、そうして、年金加入者に将来返つてくる見通しの薄いようなそういう金の使い方はしてはもらつたら困るということをお先ほどから言つておるわけなんですけれども、年金福祉事業団の交付金、出資金の問題は、単に年金福祉事業団だけの問題じゃなくて、財政全体の問題だとも思ふんです。この件については午前中にもちよつたが、個々の財政対象機関自体のあり方ないしは統廃合を検討すべきだと、私はこう思ひますね。

政府金融においても、従来は資金不足であつたから、これは民間の補完として存立の意義があつたというものもあると思ひます。しかし、また一面、重複するようなものも許されたかもしれませぬけれども、今や資金が余剰の時代ですから、抜

本的に存立を検討すべき機関があるのじゃないかと思ふんですが、その点いかがですか、対象機関。

○政府委員(足立和基君) 財政対象機関の見直しの問題でございまして、私どもは、そういう財政対象機関に財政投融資資金をお貸ししている立場でございしますので、関係はもちろんなるわけでございします、それぞれの財政対象機関というのは所管官庁がございまして、そちらの方からそのあり方について御答弁いただくのが適当かと思ひますが、便宜私がこの席ではかわりに答弁させていただきます。

今、確かに金融の自由化の進展に伴ひまして、財政そのもののあり方というものが大変変化を来しつつございします。特に、政策金融機関につきましては、量的な補完から質的な補完への転換といふものがなされつつございします、私どもも財政投融資資金を融資する立場からいへば、そういった資金の効率的な運用ということに十分念頭に置きながら、監督官庁と相談をいたしまして、効率的な有効な財政投融資の編成に努めてまいりたいと考えております。

○中野鉄造君 その点、今までの実態を見ても、どうしても親方日の丸的な傾向になりやすいわけなんです。だから、今後運用に必要な資金の原資自体を市場から調達させる方式、例えば政保債の発行枠の拡大をさせる一方、資金運用部資金等の政府資金を減らしていく、こういうことも考えられるんじゃないかと思ふんです。そして残った分は国債の引き受けなどにふやしていく。たしか今年度六十一年度は五兆円だったんですか、そういうような財政のあり方を大いに抜本的に見直していく、こういうことは考えられませんか。

○政府委員(足立和基君) 今、先生御指摘ございましたように、財政投融資計画策定に当たりましては、そのときそのときの時代の要請に対応いたします、重点的な資金配分を行つておるところでございします。

例えば、本年度昭和六十一年度の財政投融資に

つきましては、大要一般会計が厳しい状況にございますので、財政投融資を活用いたしまして内需の振興ということを図りたい。そういうことを主眼に、例えば住宅対策あるいは道路公団を初めとする公共事業実施機関の方に重点的に資金を回す、あるいはまた地方公共団体に対する資金配分について重点的に措置をする、あるいはまた先生も御指摘のように、国債についても五兆円というものを措置するというようなことで、一方では政策金融機関について厳しい抑制の措置をする。そういう時代の趨勢に應じて、十分財政投融資のあり方についての検討を進めておるところでございますし、今後ともそういう方向でやってまいりたいと考えております。

○中野鉄造君 この際、関連した事項で、年金保養基地についてお尋ねいたしますけれども、これはこの建設事業が三十二億円だったですかね、去年が四十四億円、こういうようになっていますけれども、現在ある基地の土地、建物の所有はどうなっていますか。

○説明員(丸山晴男君) 大規模年金保養基地の土地、建物につきましては、一基地平均百万坪というところで十一基地、約千百万坪土地がございます。大體四十九年から五十一年にかけて年金福祉事業団が土地を取得いたしました。さらにその上に建物を整備いたしました。現在七カ所の完成を見ているわけでございます。したがって、土地及び建物につきましては、年金福祉事業団の所有に属するものになっているわけでございます。

○中野鉄造君 私が調べましたところ、三木、大沼、指宿、津南、この四基地は年金保養協会が事業を運営している、こういうふうに聞いておりますし、現在の基地で田老、安浦、この二つについてはそれぞれの自治体が事業運営を任せられている、こういうふう聞いておりますが、そのとおりですか。

○説明員(丸山晴男君) そのとおりでございます。

○中野鉄造君 これは、なぜ片方は自治体が運営している、片方は保養協会が運営している、どうしてこうなったんですか。

○説明員(丸山晴男君) 大規模年金保養基地の完成後の運営の方法につきましては、当初からいろいろな仕組みを検討した経緯がございますけれども、スタート時当初につきましては、いわば全国的な利用といえますが、全国を一にして、要するに全国一つくつております年金保養協会が運営を受託するという考えでスタートをしたわけでございますが、その後、オイルショック等を契機といたしましてこの事業の見直しを機会にいたしまして、むしろ地域に密着した施設のあり方ということから、原則として規模を四分の一程度に縮小いたしました。なおかつ完成後の運営主体につきましても、地元の都道府県が運営を受託するというような仕組みに切りかえたわけでございます。したがって、当初スタートいたしました四基地につきましては、財団法人の年金保養協会が運営を受託いたしておりますが、それ以後の三基地につきましては、地元の県が運営を受託いたしております。残る六基地につきましては、同じような考え方で開所後の運営方法を定めるような仕組みでございます。

○中野鉄造君 そうすると、この事業運営は年金福祉事業団として任せておる。そこで収益が上がった場合、あるいは欠損が出た場合、事業団にはどういふようなことになっているんですか、全然無関係ですか。

○説明員(丸山晴男君) 各基地の運営に当たりましては、原則として独立採算ということで契約をいたしております。現在オープンしております四基地につきましては、同一の団体が運営を受託しております。関係上、各基地相互の財政調整と申しますか、仮に赤字の基地があった場合には他の基地からその収益を回す、こういったこともやっております。この収益を回す、いわば独立採算ということと責任を任せて運営をお願いするということとで、その反対に、収益が上がった場合でも

直ちに年金福祉事業団にその収益を返してもらう、こういう仕組みにはなっておりません。直ちに年金福祉事業団にその収益を返してもらう、こういう仕組みにはなっておりません。

○中野鉄造君 そうすると、委託料といったような、そういうようなものも払っているわけですか。

○説明員(丸山晴男君) 委託料というのは払っておりません。委託料といふのは払っておりません。委託料といふのは払っておりません。

○中野鉄造君 そうすると、建物を建ててやって、そしてもし利益が上がった場合は、自治体ならその自治体の収益になる、事業団には何の別にもリットもない、こういうことですね。

○説明員(丸山晴男君) 実際の仕組みといたしましては、各地元の府県に運営を受託していただきまして、各府県におきましては、いわば第三セクター、地元の県、市町村も入ります第三セクター、例えば財団法人紀南グリーンピア、こういったような第三セクターをつくりまして、そこへ運営を受託いたしておるわけでございます。したがって、収益がございました場合でも、一次受託といえますが、地元の府県に対する収益ということにはならないようになっておるわけでございます。

○中野鉄造君 そうすると、そこで働いていらっしゃる従業員の方々の身分は、どこに所属するんですか。

○説明員(丸山晴男君) 実際に運営を受託しております多くは財団法人でございますが、財団法人グリーンピア紀南とか津南とか、そういった法人の職員という身分でございます。

○中野鉄造君 現在あるこの基地で収益が上がっているところ、欠損が出ているところ、教えてください。

○説明員(丸山晴男君) 実は、現在稼働しております実質六基地のうち、四基地が六十年度の四月からオープンでございますので、したがって、六十年度四月から十二月までの収支が報告されておりますが、それによりまして、合計いたしましたところ、六基地で、収益が赤字になっておりますところ、

二カ所、黒字になっておりますところが四カ所でございます。

○中野鉄造君 そうすると、先ほどもおっしゃったように、赤字が出ようが黒字が出ようが、事業団には直接何ら関係はない、こういうふうに理解していいんですね。

○説明員(丸山晴男君) いわば年金の加入者から払っていただいた費用でございますので、そういった利用者に還元をしていく、こういうことでその使途は考えていくだろうと思っておりますけれども、直接事業団との関連といえますのは、原則としてございませんけれども、将来、利益を施設の減価償却に引き当てる、こういうことも検討をしております。

○中野鉄造君 そうしますと、要するに事業団として土地、建物をそこに建ててやった、そして損が出ようが利益が出ようが別に関係はない、ただ目的は年金加入者のための還元のためだ、こういうことなんですけれども、果たしてどうも私は、それが全加入者にとまればいかになくとも、それこそ全国津々浦々にこういう施設があるならば、それはもう確かに還元のための施設であると思えますけれども、ほんぽんと全国に、しかもどちらかといえば極めて不便なところにあるようである、そういうところ、交通費を使っている、それが還元というようにすることに果たしてなるんだらうか、そういう疑問もわいてくるんですけれども、その点いかがですか。

○説明員(丸山晴男君) 大規模年金保養基地がオープンして以来、合計で三百六十万人の利用を数えておまして、全国十一カ所でございますので、ブロックで一ないし二カ所というところで、大変いわば利用する場合の距離はあろうかと思えますけれども、非常に大規模な施設をもとにして、親子孫三代にわたるレクリエーションとコミュニケーションの場というところで、一度利用していただいた加入者の方にとっては大変思い出の深い施設として引き続き利用もしていただいておりますし、私どもとしては、さらに親しまれる施設にな

るよう指導してまいりたいと考えておるわけでございます。

○中野鉄造君 要するに、先ほどからいろいろ申し上げましたけれども、私は、あくまでも還元融資といったような事業そのものを否定しているわけじゃないんです。特に、かつての財投が企業に非常に偏重していた時代、年金部分を保険者に還元せよとする、そういう意図はよく理解できるわけですが、しかし問題は、あくまでもそのやり方の問題だと思ふんですね。先ほどから何回もいろいろ申し上げておりますように、年とった人たちがだんだんふえてくる、そして国民の皆様に年金を支払っていくために保険の掛金額を将来ふやしていくわけじゃない、というこれは目に見えていくわけですから、その運用についてはよりひとつ慎重であっていただきたいと同時に、有利な運用をお願いしたいわけなんです。低利の住宅政策もこれは重要ですが、それと、それを年金事業でやるのか、それとも住宅公庫を一層拡充し、そこで集中させていくか、あるいは住宅税制の改革といったようなことをやるのか、要はそこらの方の問題だと思ふんですね。

したがって長期観点に立つと、厚生省として、年金福祉事業団の出資による低利の住宅政策、これは今も申しますように、そういうものは住宅公庫に任せて、保険料収入はむしろ少しも、還元事業は還元事業としてやりつつも、有利運用にやっていると、そういう方向をとるべきじゃないかと思ふんですが、最後にこの点お尋ねいたします。大蔵省と厚生省。

○政府委員(吉原健二君) 年金資金の使い方、運用の仕方として一体どうあるべきか、還元融資あるいは還元福祉事業をやっている場合には、一体どの程度の規模で、具体的にどういう方面に使っていくべきか、こういった問題につきまして、今いろいろ御指摘なり御意見ございましたけれども、やはり考え直すべき時期に来ているということとは私も十分意識をしていろいろ考えてござい

す。

ただその場合に、先ほど来申し上げておりますように、年金制度全体の将来の長期的な安定ということとを考えると同時に、年金制度をさらに国民の被保険者の方々の理解なり参加なり協力を得ながらこれからは維持していかなければいけない。そのためには、一体どういうふうにするか、年金の資金というものを運用していく、あるいは還元福祉事業として使っていくのがいかにいうことを十分考えていきたいと思ふわけでございまして。やはり保険料拠出者の意向、そういうものも十分踏まえつつ、将来の年金制度というものを念頭に置いて、適切な運用なり使途というものを今後とも探っていきたく思ふに思っております。

○政府委員(足立和基君) 年金資金の運用につきまして、今後とも厚生省と御相談いたしながら進めてまいりたいと思ふますが、還元福祉事業につきましても、どういふようなあり方があるか、これは六十一年度にもいろいろ検討いたしまして、還元福祉事業の一環として、その枠内で御案内の資金確保事業も新たに認めたところでございまして、今後とも年金資金全体として、還元福祉事業も含めまして、どのような運用が一番望ましいか、両省間で話し合っていくと思ひます。

○中野鉄造君 最後一つ。今もお答えがありましたけれども、両省間で協議をしていく、このことについて先ほどもお尋ねしましたように、いつになったらこの協議の結論というか、そういうふうなものが見出せるのか、非常に私はこれ関心を持っていらっしゃるんですが、いかがですか、その点。

○政府委員(吉原健二君) 六十一年度につきましては、御案内のよう形で引き続き検討協議と。ただ、年金事業団の新しい事業として、資金の運用事業というものが認められたわけでございまして、けれども、今後さらにどういふような運用にしていけるかということにつきましては、さしあたっては私は、六十二年度予算編成時までに両省間で協議をして結論を出すと、こういうことにならう

かというふうに思っております。

○国務大臣(今井勇君) 先ほどからずっと先生の御質疑を通じて感ずることがございますので、一言申し上げたいと思ひますが、今、年金の積立金の別建ての高利運用の問題は、局長も答弁いたしました。私が、私も、この問題はやはりどうしても大蔵との話を詰めて、できるだけ早くやっぱり高利運用の問題の実現に向けてしなければならぬ、こう考えております。ぜひひとつ、また何かとお助けをいただきたいと思ふものでござい

同時にまた、大規模年金保険基地の問題、あるいはまた年金の福祉事業団の出資金の問題等々、いろいろ先生からお尋ねがございましたが、やはりこの際、今までのあり方をよく振り返りまして、先生の今のお気持ちに十分沿えるような努力をさらに私にいたしましたも継続したい、そうしなければならぬという気持ちでございまして、よろしく御願いをいたしたいと思います。

○中野鉄造君 終わります。

○佐藤昭夫君 廃棄物処理法ができて十五年がたち、この処理施設整備計画もことしから第六次計画に入るわけですが、この間、ごみ問題は、その内容に比べて大きな変化を遂げてまいりました。かつての清掃法の時代の都市の清潔維持、衛生向上の時代から、高度経済成長期の大量ごみ対策の時期、そして今日のごみ問題は、ごみの質的变化にあると言つていいだらうと思ひます。特にプラスチックや乾電池などの製品ごみの増大、これは次々と処理困難物を生み出して新たな都市問題、社会問題となつております。

したがって、こうしたごみ処理対策は、ごみは市町村の仕事だといった次元では済まされないと、まさに社会問題としての国の責任が問われてくる極めて重大な問題となつていられると思ふんですが、まず、この点について大臣の基本的認識はどうでしょうか。

○国務大臣(今井勇君) お説のように、廃棄物処理法、これが施行されてちょうど十五年にな

ろうと思ひますが、この間、我が国の社会経済の急速な発展によりまして、国民の生活水準というのは極めて飛躍的に伸びております。同時に、廃棄物の量も、今までのようになつて、量的にも質的にも非常に変わつていられるわけであります。お説のように、家庭の電気製品、それから粗大ごみ、それからプラスチックといった問題で、大変今までのものとは変わったいろいろな課題を私どもは抱えております。こういった面に対しまして、適切な処理をすることに極めて難しい廃棄物というふうな新たな問題に的確に取り組みまして、国民の生活環境というものの保全にさらに一層努めていこうというふうな決意でござい

○佐藤昭夫君 そこで、試みにちよつと数字を示してほしいと思ふんですが、今の処理困難ごみといひますか、例えば家電製品、これの廃棄物の量は、一般のごみに対してどれぐらい一年間に比べているか、厚生省でまとめている数字があれば御説明ください。

○政府委員(森下忠幸君) 家電製品のたぐいでございまして、これについて例示的に申し上げますと、これ台数で申し上げたいと思ひますが、排出される台数も大変ふえておりまして、カラーテレビとか電気冷蔵庫、電気洗濯機、電気掃除機、いずれもごみとしての排出量が増加の傾向にございまして。ちなみに五十七年の排出量を見てまいりますと、カラーテレビで五百二十万台、電気冷蔵庫で三百十万台、電気洗濯機で三百七万台、掃除機で三百二十万台ということになります。

五十三年度の実績と比較いたしますと、カラーテレビが二百二十万台もふえていたとか、電気冷蔵庫が八十五万台というふうなふえております。特徴的なことは、カラーテレビが非常にふえて捨てられている、それから冷蔵庫なども大型化されたものが捨てられているというところが大きな特徴であります。台数で申し上げます。

○佐藤昭夫君 今ありましたように、膨大な家電製品のごみに、いわば自治体の清掃現場は泣かさ

れている。燃やせば煙が痛むわけですし、壊れにくいので破砕機が必要だ。多くの自治体が、適正処理困難物に指定して製品の下取りも指導しているということで、四苦八苦しているわけであります。

廃棄物処理法三条の趣旨、すなわちその一つ、「事業者は」「廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」「第二、「その製造、加工、販売等に係る製品、容器等が廃棄物となつた場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。」というこの趣旨に沿って、家電メーカー、プラスチック製造業者に強力な指導を、業者自身による回収、再資源化、こういった問題について政府としての強力な指導が求められるところだと思ひます。

ところが、実情はもう多くの例を引くまでもないと思ひますが、例えば「経団連月報」八四年六月号、ここに「廃棄物処理をめぐる課題と産業界の対応」ということで、財界の代表がいろいろ座談会をやっているわけですが、その中で、松下電器産業専務取締役の鶴田さん、この人などは、私も、PCBを含むコンデンサーを抜き取った後の家電製品は原則として一般廃棄物として処理すべきものだと思ひます。これはもう一般のごみと同じだと、PCBを抜き去れば。それから、一たん下取りをすれば、厚生省が下取りした以上は産業廃棄物だと主張されるので、うかつに下取りもしないという、こういう発言に示されるように、さき引用いたしました廃棄物処理法三条の趣旨、この方向に沿って産業界、財界の対応が進んでいるというはおよそ言えない、こういう実情にあるんじゃないかと思ひますね。

こうした点で、午前中も和田委員がちょっと触れられておりました、昨年七月の厚生大臣の諮問機関であります生活環境審議会の適正処理専門委員会、これが報告を出しているわけでありまして、この報告の中で、適正処理困難物処理に關して事業者に対する製品等の評価に關するガイドラインの作成、これを答申をしているわけでありま

す。もう一遍、答弁が非常にあいまいなこととして、私、横で聞いておいてもわけわからぬ感じがして、おつたんですけれども、ずばりお聞きしますけれども、厚生省としてこういうガイドラインを今後作成検討していくに当たって、事業者のそういう責任といひますか、適正処理困難物について回収責任、処理責任、こういうものをひとつでできるだけ負わせていく、こういう方向での対応、検討作業をやらうと、こういう考え方はあるんですかね。

○政府委員(森下忠幸君) 午前中も御説明いたしましたけれども、三条二項の事業者の責任という中で、いわゆる適正処理困難物という、いわゆるありふれた言い方が世の中にされておるわけでありまして、何が処理が困難であるかというふうなことに、どうも客観的な物差しがないではないか。それで、私も事業者側に物を申すときにも少し迫力を欠く点もございします。それから、市町村の方にとつても、一体これは私も市町村のレベルで力が必要ないから処理ができないのか、あるいは現在の日本で使える技術の最大のものをもってしてもこれはできないのかというふうなことで迷っている向きも多いわけでございます。

そこで、私も今考えておりますのは、調査専門委員会がガイドラインをまずつくつていただきます。それで、そのガイドラインというのは、つまり、今の清掃事業でそういった製品が産業廃棄物となつたときにうまく処理できるかできないか、それにはこれこれのチェックリストを突破できない限りは現状ではお引き受けできませんよということが判断できるようなガイドラインだと思ひます。そういうものをつくりまして、今度はメーカーの方がそれを見て、自分でおつくりにならうとしている製品、あるいはつくつておられる製品を判断されるわけですが、そこで何がしかのトラブルを生じた場合に、その専門委員会、またそれに對していろいろと御調整をいただくことという

けさからも申しておりますけれども、三条第二項というのが強制力がないといふばいわけでありまして、そういうガイドラインを世の中に出すということで、メーカー、品物をおつくりになる方に自己反省をしていただく、こういうたものは清掃事業の方へ紛れ込んだ場合には大変な迷惑になるんだという観点から、その製品を差し控えていただくように誘導していきたい、こういうものでございします。

○佐藤昭夫君 六十一年の十一月二十七日に全国の町村長会、これが国に對する要望書を出していると思ひます。その中でも、今の新素材を使つた多様な新商品が生産されて、その廃棄物問題に悩んでいる、その廃棄物の影響度の調査研究、あわせて製造、販売業者の監督をぜひ国として強化をしてもらいたいという、こういう要望書。まさにこの問題は、個々の自治体がいろいろな産業界、業界、この対応しようなんて言つたつて、それはもう力の限界を超えた問題、どうしても国の指導がそこを求められてきているという、こういう問題だと思ひますね。

ぜひ、その点を大臣としてもよく念頭に置いてもらつて、作業をスピードアップして、本当に効果ある対応方針、これを早く確立するということが大臣としても努力をしてもらいたいというふうに思ひますが、その方向についてどうでしょうか、大臣。

○國務大臣(今井勇君) 今、委員会ができましたので、先生おっしゃるような方向を踏まえまして、ひとつ委員会が極力議論を詰めていただいて、なるべく早く適正な処理ができるようにしたいと思ひます。

○佐藤昭夫君 ところで一方、自治体の側は、日々現実のごみ処理をしながらやらねといふことで四苦八苦をしているわけでありまして、けれども、これまでの施設整備の現状に照らして焼却炉がどういう現状にあるか、その施設数と処理能力、この実情はどうでしょうか。

○政府委員(森下忠幸君) ごみ処理施設について

申し上げます。

まず焼却炉、いろいろな形がございしますので、型式別に御説明申し上げますと、固定パッチ式、これは御承知かと思ひますけれども、ごみをトラックで持ってきてまいりまして、上からごみを入れ、このタイプであります。これが三百三十六カ所、後で処理能力を申し上げます。機械化パッチ式、これは持ってきてまいりましてごみをピットに入れて、これをクレーンで上から投入するという機械化パッチ方式、これが千三百五十五カ所ございします。それから三番目に、準連続式と申しまして、二十四時間フルではございしますが、十六時間とか二十四時間とか連続して動かすタイプでございします。これが百八十三カ所、これもクレーンで投入いたします。それから全連続式焼却炉と申しまして、これは一番進んだタイプのものでもございまして、二十四時間連続運転をいたします。もちろんこれもクレーンで上から入れるタイプでございしますが、これが三百六十一カ所ございします。それから、ごみの中の有機物を主としたしましてコンポスト、肥料と言つてはちよつと言ひ過ぎかもしれませんが、土壌改良剤などに使える新たな物質を生産するというコンポストプラントというのがございまして、これが二十三カ所ございします。

それぞれの能力でございしますが、最初に申しました固定パッチ式のものが一日の処理能力で四千二百四十トン、それから機械化パッチ方式が二万九千六百一十トン、それから準連続方式のものが一万四千三百四十六トン、それから全連続式、これは一つ一つの規模が大変大きいわけですが、全体で十萬五千五百五十二トン、それからコンポストが三百八十九トン、合計いたしまして十五萬三千六百九十二トンの処理能力、これは五十八年度末のデータでございします。これだけの処理能力を有しておるわけでございます。

○佐藤昭夫君 ところで、今回の第六次計画、これは施設の老朽化対策がその重点の一つに挙げられていると思ひますが、この焼却炉の能力

アップをどのように位置づけているのかという問題であります。先ほど来プラスチックにしましても、その焼却に高熱を発生するために、旧式の炉しか持たない自治体は焼却炉の能力不足で燃やせないという話を聞くわけでありまして。パッチ式の場合は焼却温度が五百度だということでありまして、これではプラスチックの焼却に適さないと考えるのではないですか。

○政府委員(森下忠幸君) パッチ式でも、最近では性能が十分よくなつてまいりました。例えば昔、どうして焼却炉はプラスチックが入るとだめになつたかと申しますと、プラスチックが初めに溶けてしまつて、炉のストローカーと申しておりますが、火格子の下に一遍プラスチックが落ちてそこで燃えるというために、火格子が下からあふられて溶けてしまふというふうなことがあつたわけでございますが、今は、機械化パッチ式炉でも、その辺のところは火格子の改善によつて十分よくなつております。

しかし、こういったものはやはりある程度規模が大きくて、連続して運転するというふうなことが管理上あるいは公害の防止の上からも適当でございます。それから寿命が参りまして建てかえる施設につきましては、できるだけ、小規模なものを統合いたしまして、大型のものにしていくということが望ましいわけでありまして、現実には最近の傾向を見ましても、この五カ年間で一番小規模の形のパッチ式、つまりクレーンを用いておらない一番簡単な形の炉でございますが、これが二百三十一カ所減りまして、逆に連続式のものが二百二十一カ所ふえていくというふうなことで、これからの建てかえにつきましては、施設につきましてもできるだけ高度なものへ移行していくように、これは型式が昔どおりだから性能が悪いということとやございまして、同じ型式でも、十五年前よりは十分よくなつておりますから、そういうことも含めましていいものをつくられるように支援してまいりたい、このように考えております。

○佐藤昭夫君 しかし実情は、この間五次にわたる

る年次計画をつくって取り組んできているわけでありまして、それぞれの計画年度、その二次計画、三次計画、それぞれの計画に対してのこの廃棄物処理施設の達成率、これをずっと調べてみますと、第二次計画の場合一〇〇%、第三次一九一・五%、それが第四次になりますと一〇二・一%、第五次八三・一%ということですが、むしろこの計画に対する施設の達成率は後退、低下をしてきているという姿にあるんじゃないかというふうに見ざるを得ないんですけれども、一体その問題はどこにあるんでしょう。

○政府委員(森下忠幸君) 第一次、第二次、第三次あたりまでが計画よりも余計の事業量ができたというの、御承知かと思ひますけれども、かなり国の予算も、高度成長時代でございますので、前年の計画よりも次の年の予算の方がふえるという時代が続いたわけでございます。その当時は五カ年計画というものはありましたが、それ余り余らわらず、それ以上の仕事できたというのが実情でございます。

五次計画が非常に下回つております。これはごみの焼却率で申し上げますと、六十年末で九一%、可燃物の九一%が燃やせるようにごみ処理施設を整備したいと、こう思つておりましたが、実情はそれを三%下回つて八八%と予測されるわけでございます。それから、し尿につきましても九一%の衛生処理を目標にしておりましたが、これも二%下回つて八九%になつてしまつたということとが予想されるわけでありまして、これは、やはり中心となります施設整備が国庫補助事業をベースにして行われておりますので、ちょうどこの計画期間中、つまり昭和五十五年から六十年という時期は、非常に財政状況が厳しいというところ、その補助金が十分に行き渡らなかつたこと、これは他の公共事業におきましても同様でございますが、このことが一番大きな原因ではないかというふうに考えております。

○佐藤昭夫君 事業の進捗のおくれの原因に、国の予算措置の不十分さ、これがあるということとは

否めないということだと思います。

私の地元の京都市の南第一清掃工場の例をちょっと調べてみました。ことし、六十一年度完成の予定であります。一日三百トンの処理能力を持つものを二基つくと、連続焼却炉をつくるのであります。総事業費二億二千三百万円。

(委員長退席、理事佐々木満君着席)

この焼却炉に対する国庫補助金、これが四分の一だということですね、聞きます。全く補助単価が実際に見合つてない。京都市の場合、補助単価は焼却場に対して一トン当たり千五百三十万円、実施単価は三千七百十六万円、トン当たり。焼却炉の建設費のみで見ても三千三百六十六万円。いわゆるこの超過負担が二億一千八十六万円、これだけの超過負担があるという京都市の実情を聞きました。要するに、国の見積りよりも以上の費用が実際にはかかっていると。さらにそのほかに、建設に当たつて地元対策費とか、環境影響調査の費用とか、公害防止の設備とか、用地費とか、こういう膨大な多額の費用がかかる。加えて、最新の電気集じん機とかばい煙清浄機、こういうものを設置しようという、これは国の基準よりも高度だということで全く補助対象にならない、こういうことを聞きましたけれども、今の国の補助の実態はこういう姿にあるんでしょうか。

○政府委員(森下忠幸君) 全国平均で申しますと、国庫補助基本額とそれから国庫補助の対象事業費との間にそれほどの乖離がないように、年々単価の改善に努力してまいつたわけでございます。

これはマクロの数字としては申し上げることができませんけれども、ただいま京都市の例を、二、三例を挙げたわけでありまして、どうも単価としては、詳細はこれから勉強したいと思ひますが、いささか高い感じがいたします。それは、いろいろな地元との約束で、公害防止のための装置がつけ加えられているのではないかと思われます。例えば、国で決めております排出基準よりも

もっと厳しい基準をかけているとか、これはちょっとつまびらかではございませんが、あるいは市の条例などで決めている数値よりもっと厳しくばい煙の防止をしているのではないかと、あるいは国で規制している物質以外のものまで除去できるような装置がついていてはどうかとか、あるいはできるだけ煙突を高くして拡散の範囲を広げようとか、いろいろな試みがされておると思ひますが、ただ、私少し計画の内容について電話等で聞いた範囲ですと、あわせて古い工場の建物を建て直すといひましようか撤去するとか、あるいは道路工事とかかなりのものを一緒にやらなきゃならぬとか、そういうこともありまして、京都の南工場の場合はかなり割高にはなつていふような感じもいたします。

でございますけれども、私ども、ごみを焼却する本体のところは、これは国で決めました、あるいは条例などで定められました規制値は十分クリアできる設備を、いわゆる超過負担という形でなく建設できるように、いろいろな形で今までも補助対象の事業の範囲を広げたり、あるいははずすつてはございませんけれども、実勢単価に合わせ単価の改良といひましようか、アップもしてまいつたわけでございます。そういう努力は今後も続けてまいりますが、京都につきましても、さまざまな理由でこのような単価になつておるのではないかと思ひます。

ただ、先生今二億というふうな数字を事業費でおっしゃいましたが、これは単年度事業費のことでございます。いづれにいたしまして、あそこは公害防止計画地域でございますから、国庫補助対象事業費につきましては二分の一の国庫補助が行くことになつております。

○佐藤昭夫君 私もちよつと数字を言い間違えたかも知れませんが、京都市の南第一清掃工場の総事業費、二百二十三億です。失礼、間違えました。京都市の例というのは一つの実例ですけれども、例えば去年の八月の読売新聞の連載「につぼんが

ボロー」というので、福島市の市民部長の菅田さんですか、その方もやっぱり、余りにも国の補助が低過ぎると、絶対必要な施設なんだから、八割補助ぐらいにしたいというのを発言されておる。

その他の例から見ても、本当に今まさに社会問題となつておる廃棄物処理、このための必要な処理施設ということで、国の補助率の問題については、もう一遍ひとつ十分検討をするということと対処をしてみたいというふうに思いますが、大臣、どうでしょう。

○国務大臣(今井勇君) お説のように、昨今非常に厳しい財政状況のもとでありますけれども、廃棄物の適正な処理を推進するという観点から、おっしゃいますように、やっぱり国庫補助の改善にも努力をしてみたいと思ひます。

〔理事佐々木満君退席、委員長着席〕
しかし、おかげさまで今のところは補助率の引き上げ、あるいは補助対象事業の拡大というようなこともぜひやってみたいというふうな思ひつておられます。

○佐藤昭夫君 さて、それで次の問題は、産業廃棄物といった場合、その中の膨大な部分を占める問題として、土木工事、建設工事から出てくる土砂、コンクリート、アスファルト、腐木材、こういういわゆる建設廃材、これが膨大な部分を占めております。しかも、これがかなり不法投棄があるということで、一般的に有害産業廃棄物の場合、これは規制があるわけでありすけれども、これらの有害産業廃棄物でもないということで、安定型廃棄物と呼ばれて行政上回収命令もできない。都道府県の許しておる業者であれば、免許取り消しとかの処分による指導ができるわけでありすけれども、無許可業者の場合には捨て得たという姿に放置をされておるわけでありす。

こうした点で、「建築年報」という雑誌がありますが、その八二年八月号、建設省建築研究所の第二研究部有機材料研究室高橋泰一さん、この方が「建設廃棄物の現状と課題」と題する論文を

書かれております。その中で、建設残土処分上の主な問題として、(1) 発生量が膨大であるため、処分地が不足している。(2) 遊水池地域や市街化調整区域・農用地等に残土が大量に処分されておる、土地利用計画面で問題が生じている。(3) 不法投棄、処分地内での作業騒音、道路の汚れ、砂ぼこり被害等残土処分が住民苦情の原因となつている。等々、幾つかの問題を指摘されておるわけでありす。確かに処分地の不足、確保が難しいという問題もありませんが、同時に、建設業界のこの問題に対する対処のあり方、これが問われてきておると思ひます。

すなわち業界内で、残土に伴う汚泥であるとかコンクリート廃材が産業廃棄物であるとの認識が極めて薄いということ。しかも二つ目に、建設業特有の下請構造があつて、産業処理においても元請から下請、孫請へと責任が転嫁されて、いわゆる事業者責任、PPPの原則が徹底してない、ここに重要な原因があるんじゃないかというふうには私は見るんでありますけれども、この点の認識はどうでしょうか、厚生省。

○政府委員(森下忠幸君) これは警察庁の統計でございすけれども、昭和五十九年の産業廃棄物の不法投棄の事犯は九百六十七件ございまして、不法投棄された産業廃棄物の総量は約三十六万六千トンということでございす。この中で、どういふ人が捨てておるかということですが、無許可の業者が八十五人、許可を受けた業者が四十七人、排出源である事業者、この場合は建設業界の方も入ると思ひすけれども、こういう方が八百三十五ということでございす。

それから、不法投棄された産業廃棄物の中では、建設廃材が二十九万六千トンということで、全体の八〇・八%を占めておられます。そういうことで、やはり捨てられたもののうち、大要目立つて困るというのは建設系の廃棄物であるというふうな思つておられます。

○佐藤昭夫君 いや、私が聞いておるのは、そういう建設廃棄物、これを産業廃棄物であるという

認識が業界の中に果たして徹底してあるであろうかという問題と、それを下請、孫請ということでの責任転嫁をしていく風潮ですね、こういうものが強いんじゃないかというこの問題ですけれども、余り時間ありませんから、話を進めます。

そこで、この点についても少し実情を関係の人に聞きますと、処分地の指定をきちんと定めておるのは公共事業ぐらいだと。多くの民間建設工事のところでは、処分地探しまでダンブ業の方へ、ダンブ屋の方へ押しつけられてくる、独自に農家と契約したりして残土処理をしておる。ところが、ダンブ屋の人たちは残土と汚泥の区別がはっきりしない。含水率八五%以上の残土、汚泥では中間処理が必要だが、そのまま投棄して検査されたりして、そういう例もあるという。

この根本には非常に安い運賃にある。首都圏の場合、一日の運賃が三万七千円から三万八千円という、こういう非常に安い運賃にあつて、したがつて、その中に処分料も込みで請け負うと、こういう形のために勢い非常にルーズな対応にならざるを得ないという業界の実態にあるということなんでしょう、厚生省はおおよそつかんでおられるでしょうか。

○政府委員(森下忠幸君) 先ほど佐藤先生が仰せのこつたこと、不法投棄が多いのは、建設業者である事業者についてそういう産業廃棄物としての意識が低いのではないかとしようなお尋ねもありました。その辺はまさに私もそういうふうな思つておるところであります。

そこで、建設業界いろいろなのがございすますが、まず、建設業の方々にこつた建設廃材についての意識を高めてもらおう、つまり、産業廃棄物としてどう始末してもらわなきゃならぬかというふうなことについて意識を高めてもらひ、かつ自分たちで立派な処理をしておらうということとで、いろいろな建設業界の団体がございす

が、例えば日本建設業団体連合会が七団体、トネルの業界とか道路の業界もございすますが、こういう八団体の中に廃棄物対策連絡会というもの

をつくつていただきました、今言つたまず事業者責任の認識、それから建設廃棄物の処理、発生の現状、分析、それからそこで下請へ至るまでの責任の分担のあり方というふうなことを今いろいろと研究をしていただいております。その研究を通じてながら、もちろん最終的にはそういうことで立派な始末ができることを期待しておるわけでありすますが、その研究を通じて廃棄物に対する建設業界全体の御認識が高まることを期待しておるところでございす。

○佐藤昭夫君 そこで、もう時間が迫つていますけれども、最近東京都の公害審議会、これが建設廃材の適正処分のための答申を提出したということとは厚生省も御承知のところだと思ひますけれども、この答申の中に、都として、当局として廃材処理指導要綱をつくるべきだとか、その中で建設元請業者に処理計画書、これをきちつとつくらせて、最後まで元請業者に責任を持たせる、その運搬処理コスト、こういうものもきちつとさせる、こういう内容を含む建設廃材の適正処分のための答申でありますけれども、これは一つの大いに参考になる方向じゃないかというふうに私は思ふんであります、ぜひ国として、東京都の公害審議会が出したこつた答申も参考にしながら、ひとつ業界に対して、また各地方自治体に対しても適切な指導をやつてもらいたいというふうな思ふんですが、どうでしょう。

○政府委員(森下忠幸君) 去る四月一日に発表されました東京都の公害対策審議会からの御答申、これは中を拝見いたしますと、今、先生が申されましたように、処理計画の策定、委託する場合の文書による三者契約、処理責任者を置くことというふうなことが定められておまして、いづれ東京都の方では、要綱のような形で行政のベースにお乗せになるというふうな推察するわけでございす。

私も、実は産業廃棄物の不法投棄防止対策につきまして調査を行つておまして、これは五十八年度から、学者の方や行政担当者の方で構成

しました産業廃棄物適正処理検討委員会というものでいろいろ研究してまいりました。こちらの結果も大体これと似たような結論でございまして、その中でも指摘されておりますのは、排出事業者の管理体制が不十分であるとか、意識が低いとか、処分コストを予算の中に入れてないとかいうふうなことがございまして、それを廃棄物の流れという中で的確にとらえていくために、今回の東京都の御提案というのは、まさに私どもの考えておった方向とぴったりでございまして、まず、これが要綱の形で動き出し、その内容を見ながら、私どももこれが全国レベルで応用できるものであるかどうか、そういったものも検討しながらさらに前進してまいりたい、このように考えております。

○藤井恒男君 私は、年金問題に限って若干質問をいたしますが、国民の側から見ると、年金に対する信頼というものを崩してはならないと私は思うわけですね。とりわけ、これから長寿社会を迎えていくわけでありまして、やはり公的年金というものが老後の生活の柱であるわけで、その意味からも、年金の信頼というものをきっちと守っていかねければいけない。そのためには、年金制度が長期的にその財政が安定したものでなければならぬのは論をまたないところで。

その意味からも、年金財政安定化にとって、積立金の高利運用の道を開くということが今後極めて重要であろうと思うわけですが、今、提出されておりますこの法律案、つまり、来年度予算では還元融資のうち三千億円を新たに運用事業に充ててよいということになっているわけですね。この運用益は還元融資の原資になるだけであって、今、私申しました年金の財政、つまり積立金そのものの収入とはならない。このことについて局長、あなたこれで満足しているのかどうか。どうでしょう。

○政府委員(吉原健二君) 年金の積立金を安全確保しかつてできるだけ有利、高利回りに運用して年金の財政の安定に寄与させる、保険料の軽減にも役

立つようにするということは、私どもの強い願いでございまして、そういった趣旨で六十一年度、大蔵省にも厚生省の正式の要求として提出をしたわけでございまして、残念ながら、先ほど来いろいろお話しございましたように、この問題につきましては、大蔵省あるいは財政の立場としては、統一運用の原則を今の時点では崩せないというところで、実は大変残念な結果にはなりましたけれども、六十一年度は見送ることとし、これからさらに引き続き検討、協議を続ける、こういう結論になったわけでございまして。

そういった意味で、端的に言いますと、この問題は、いわば六十一年度以降の継続審議事項ということになったわけでございまして、私どもの本来の要求が認められたとは思っていないわけですが、ただ、それはそれといたしまして、還元融資事業につきましては、将来、私どももできるだけ安定的に運用、維持できるようにしていきたいという気持ちを持っておりまして、そのためのいわば財源確保に備えて、わすかではございますけれども、年々年金資金についての運用事業が認められた。これはこれで大変意義のある、また保険料の提出者の意向にも一部沿った運用の仕方ではないかということと法律改正をお願いしているわけでございます。

○藤井恒男君 還元融資の運用事業と年金積立金の自主運用とは全く別の問題だというふうに私は考えているんです。年金財政本体に組み入れられるように法改正すべきだと私は思っているわけですが、引き続き継続審議といつても、話の内容が、かみ合っていないわけですね。そういった中で、厚生、国民両年金の保険料積立金が六十一年度で五十三兆円、六十一年度一般会計を超過しているわけですね。六十一年度になると五十七兆円。これが大きくなればなるほど、今のかみ合わない議論の中で大蔵省が方針転換ということとは、今のままでは話を続けられ、私どもが求めている自主運用というものは実現しないんじゃないかという気がするわけですね。

あなた自身、今おっしゃったように、本質的に私どもと同じ考え方を持っているわけだけれど、そういったこれからのいわば継続審議というものに具体的にどう取り組んでいくのか。余りこういって場所でのうらちをさらすことはいかがかと思われただけで、普通に話をするだけでは私は話がかみ合わないと思うわけなんです、もう少し具体的にその辺の取り組みについてお聞きしたいと思うんです。

○政府委員(吉原健二君) 年金積立金の別建てで有利運用につきましては、大蔵省は、国の制度なり信用で集めた資金の一元的な運用、統一的な運用の原則は崩せないという点と、仮に年金資金の要求の趣旨は趣旨として率直に言っていますから、要求の趣旨は趣旨、しかしそれをそのまま要求を認めないわけでは、いかんかというところ、財政の編成がでかきというところは、一般会計予算の編成もできなくなるということも言っておるわけですね。同時に、資金運用部の大きな原資になっておりますのが、年金だけではないわけですね、御案内のとおり、郵便貯金も大きな原資になっているわけですね、郵便貯金の資金につきましても、かねてから別建ての自主運用、有利運用の要求が出てきている、これへの影響ということも率直に言っておくべきではないかと。したがって、大蔵省としてはあるいは財政当局としては、年金の積立金の別建てで有利運用ということとは、趣旨としては理解はできるけれども、何として今の時点で要求をそのままの形で認めるわけにいかぬというのが、率直に言っています大蔵省の考え方だったわけですね。しかしながら、この問題につきましては、大変大きな問題でございまして、引き続き検討、協議をしたいと思いますので、引き続き検討、協議をしたいと思います。

私ども、今後の見通しでございまして、大蔵省の問題は難しい問題だという認識は持っておりますけれども、将来とも果たして私どもの要求が全く実現不可能かというところ、率直に言います、必ずしもその見通しがないというふうには考

えていないわけですね。一つには、先ほど来いろいろ議論ございましたように、財政のあり方そのものにいろいろ議論が出てきておりまして、見直すべき時期に來ているということがございまして。

それからもう一つ、金融の自由化といいますが、金利の自由化といいますが、そういったような状況の中で、政策金融のあり方そのものがやはりその必要性を根本から問われてきているというふうな時期にあるわけですね。年金資金の運用のあり方というサイド以外に、そういった面から資金運用部資金の運用の仕方、あるいはその原資の確保の仕方、そういったものについていろいろ意見、議論というものが既に出てきているわけですね。私ども年金の立場からの議論なり意見というものはある程度だんだんと反映をされてくるのではないかと、そういったところを、年金事業団のいわば還元融資事業としての運用事業でございまして、先ほども申し上げましたように、あるいは今、先生から御指摘ございましたように、本質的には別のものでございまして、ただ年金の資金についてのいわば有利運用、ごく小規模ではございますけれども、有利運用事業という点においては共通の性格を持っていくわけですね。そういったことから、資金の運用についての一つの経験なり実績を積み重ねることが、いずれ大きな規模での年金資金の運用というものが実現した場合には、非常に有益な経験なり実績になるのではないかと、そういったふうに思っているわけですね。さらにこの運用益というものは、今の私どもの考え方の、そこまでは大蔵、厚生両省の間で意見の一致が現時点では見なかったわけですね。でも、この運用益が出た段階で、どうこれを使っていくかということについては、将来の問題として、年金の会計に直接組み入れていくという道も全く考えられないことではないのではないかと

うふうに思っているわけでございます。

○藤井恒男君 大臣にお伺いするわけですが、前大臣の増岡さんは、これから高齢化社会を迎えていく中で、年金を含む医療その他社会保障について先々を展望するならば、社会保障特別勘定あるいは福祉目的税というようなものでもつくらなければ厚生予算はもう組めないというふうにおっしゃっていただければ。年金それ自体も、今言ったように膨大な資金を抱えて、積立金を持っているわけですから、国として財政資金、資金運用という面でも当てるべき、もてることは結構なことだ。これは私は、今、局長もおっしゃったんだ。郵便貯金と年金の積立金というのは全く異質だと思ふんですよ。これは、財政資金として大蔵省が見る目は一つかも知れないけど、積み立てられているもの、それは郵貯と積立金とは全く異質なものなんですね。だから、これを認めたら郵貯に来るかわからぬという発想は、それは大蔵省の勝手な発想であって、私は許さるべき問題ではないと思ふんですよ。いずれ機会があれば、また大蔵省と我々もこれはやらなきゃいかぬとは思ふんだけど、その面について私は大臣の考えをお聞きしておきたい。

て一般会計から切り離して社会保障に關します給付と負担の關係を明確に示すということを言われた。私は、この考え方というのは今後のやっぱり社会保障を考へていく上で極めて示唆に富んだ考へ方であると思ひまして、この委員会でもあるいは予算委員会でも、同様な御質問に對しまして絶えず今と同じような答弁を繰り返してまいりまして、私も全くそのように考へておるものでございませう。

ただ、この問題をこれからどうするかという問題につきましては、やっぱり財政構造全体にも、また今後の社会保障の進め方にも大きくかわる問題でございまして、私は、この考へ方を含めて幅広い角度から検討を行つてまいりたいと思ひますけれども、絶えずひとつ、今おっしゃいました、また前大臣がおっしゃいましたこの私案というもののについては、少しでも前進するように頑張つてまいりたいと思ひますので、御支援をいただきたいと思ひます。

○藤井恒男君 ひとつ、この問題は極めて重要なことでありますので、今井厚生大臣も力いっぱい頑張つていただきたいと思います。

それから、次に話を進めますが、ことしの四月から基礎年金の導入を柱とした新年金制度が発足したわけですね。今後は年金一元化に向けての論議を進めなければならぬわけですが、厚生省は、昭和七十年を目標に一元化するという考へを發表しておりますが、そのための将来ビジョンというものをまだ明確にしていな。年金一元化に向けての今後の取り組み方についてお伺いしておきます。

○政府委員(吉原健二君) 年金一元化のこれからのスケジュールといいますか、取り組み方でございますけれども、おかげさまで、先般の新年金制度の発足によりまして、いわば基礎年金部分につきましては全く統合された、あるいは一本化されたということが言えると思ひますし、基礎年金の上の二階建ての報酬比例部分につきましても、今まで官民格差ということで指摘をされてまいりま

した厚生年金と共済組合との違いも、おおむねその整合性はとれたわけですが、まだ細かい点につきましては違いが残されているというところでございます。

それからもう一つ、今まで七本の、厚生年金、国民年金、船員保険、四つの共済組合というふうに分かれておりましたのが、船員保険は厚生年金に統合されたわけですが、船員保険は厚生年金に統合されたわけですが、共済に

ついてはなお四つの共済制度が分立をしていると、こういう状態でございます。

したがしまして、これからの公的年金の一元化の課題というのは、実質的な面では、内容的な面ではなお残されている二階建て部分の給付をどういうふうに調整をしていくか。それから、給付の面だけではなしに、保険料なり掛金の負担の面において、それぞれの制度の成熟度の違いも反映をいたしましてかなりの差があるわけでございます。

それをどういうふうに調整していくかというものが二番目の課題だと思ひますし、同時に、もう少し大きな問題といたしまして、厚生年金、国民年金といういわば民間の年金制度と四つの共済制度というものをそのままだしした形で持つていくのか、あるいはそれをさらに一本の制度に、制度的にも完全な一本の制度にしていくのかというところが課題になるわけですが、大変い

ずれも大きな問題でございまして、それぞれの制度なり関係者に大変大きな利害のある問題でございまして、これをどういうふうに具体的に進めるかにつきましては、実はこれから関係者との話し合いといひますか、理解を深めつつ調整を進めてまいりたいというふうな思つておるわけでございます。

いまして、現時点で、具体的にどのようになしたいということを申し上げられる段階では、率直に言つてないわけでございます。

○藤井恒男君 年金の行政面における一元化というものをまず果たすことも必要だろうというふうな思ふわけですが、その前提に立つて、社会保険庁に例へば年金行政をまとめてしまふというようにすることができないものなのか。どうでしょう。

○政府委員(吉原健二君) 私どもでもできればそのようにしたいというふうな気持ちは持つておりますけれども、制度自体がまだ、先ほども言いましたように、若干の違いがある。それから、特に共済制度につきましては、それぞれの省庁におきまして業務が進められている。具体的に言いますと、国家公務員の共済組合なり地方公務員の共済組合につきましては、国家公務員の人事行政といひますか、公務員行政といひますか、そういうものと一体的に進められているという側面を持つておりますので、なかなかそういう中から共済制度だけを社会保障という観点から切り離してしまふというところまで、いわば時期的にもあるいは意識的にもそこまでの決断ができないといったような問題があるようでございます。

ただ、やはり大きな流れといたしましては、今おっしゃいましたように、社会保険庁がいいかどうかは別にいたしまして、どこかで年金の制度だけではなしに業務そのものを、保険料の徴収から、あるいは年金の裁定、支払いといった業務そのものを一元的にやっていくことが被保険者なり受給者、組合員のために私はこれからの方向として進めたい、また関係省庁とも話し合いをしていきたいというふうに思つておるわけでございます。

○藤井恒男君 私は、やはり年金受給者というところを考えると、納めているときは各省庁に分かれていたんですけど、受給者という立場から考えると、報酬比例部分、二階建て部分が多少違つていても、その行政面、実務面というものが一つにまとめることが必要だろう。それを私は社会保険庁というふうに申したわけなんです、これはひとつ十分御検討いただきたいというふうに思ひます。

それから、今、国会に労働省の方から六十歳定年の法律案が出ていますわけですが、これは満場一致で恐らく可決されることと思ふんです。これは六十歳じゃなく、将来展望すると、いざ六十五

歳定年法というものが我が国では必至の状況だろうというふうに向うわけです。六十歳定年法それ自体でも、多くの国民の要望を受けて、労働省も六十歳前半の雇用拡大ということを一つの大きな政策テーマにしているわけで、それを考えても、やがては六十歳定年法というものが制定されねばならない。そうなるべくと、また別な面から六十歳前半になると個人差が非常に出てくるわけだから、就労それ自体も個人差によって、六十歳定年法の場合には就労することができない人も出てくるんじゃないか。

先のことを言うようだけれど、そういったことを考えると、前にも私、局長に質問した経緯もあるんだけど、先進国等導入されておる部分就労、部分年金という制度ですね。これはやはり我が国でももうほつぽつこれを導入することについての検討を進めるべきだろうと私は思うんだけど、いかがなものでしょうか。

○政府委員(吉原健二君) この問題につきましては、年金法審議の際にもいろいろ御指摘をいただいたわけでございますけれども、部分就労、部分年金の問題、これは支給開始年齢の問題とも絡みますし、いわば年金と雇用というものをどう関連づけて、老後、高齢者の方の所得保障なり生活保障というものを保障していくかということだろうと思ひます。

スウェーデンなんかでは、できるだけ高齢者の雇用時間を短縮させまして、その短縮された労働時間、雇用時間に見合う所得保障として全額事業主の負担で、いわば年金の形で所得保障をしている、こういうことが行われているわけでございます。

ただ、これを日本の場合に年金制度との関連でどう考えたいのか、どう調整したいのか、あるいは年金制度よりもむしろ雇用対策として考えた方がいいのか、これは実はいろんな考え方があるわけでございます。年金のサイドで考える場合には、現在の在職老齢年金との関係というものを十分頭に置きながら調整を図っている

必要があると思ひますし、スウェーデンで行われているような部分就労、部分年金というのは、どちらかといいますと、いわば雇用対策の側面を非常に強く持っているという性格のものでございまして、若い人の失業が多い、高齢者の引退を促進する、そのために高齢者についてはできるだけパートの労働時間にしていく、こういう制度、政策というものが一つ前提としてございまして、その短縮された労働時間を保障するものとして全部会社といひますか、事業主の負担で所得を保障していく、こういう仕組みになっているわけでございます。

いたがいます、これが一体、こういったような制度なり対策というものが我が国にそのままなじむかどうか、それから雇用情勢にそれがどういう影響を与えるかということとは、これはちよつとスウェーデンやなんかと日本の場合には違つた要素があるのではないかと今思つておるわけでございます。

それからもう一つ、財源が全額事業主負担で行われているというようにも十分考えなければいけないと思ひますし、それから、高齢者に対して一律にパートタイム雇用を促進するというような考え方がスウェーデンなんかの場合には前提になつておるようでございます。そういったものもろのことがございしますので、十分そういったことも頭に置きまして、私は将来、在職老齢年金支給開始年齢、それからこういった諸外国の制度、そういったもの全体を見ながら、日本の場合にはどういふふうなやり方が一番いいのかということ、少し時間をかけて検討させていただきたい、こう思つておるわけでございます。

○藤井恒男君 最後は、企業年金のこと、御質問いたしますが、物価スライド制の導入とか企業間の通算問題など、企業年金、今後多くの問題を抱えているわけですね。公的年金を補完する意味でも、企業年金はもう随分普及してきておるわけですね。今言つたような具体的な問題も今後派生してくるわけですが、この企業年金の今後の育成策につ

いてどう考えていらっしゃるのかお聞きして、質問を終わります。

○政府委員(吉原健二君) 公的年金につきましては、おかげさまで、先般の年金法の改革、それからこの四月からの新しい制度の発表によりまして、まあ二十一世紀を迎えましてますます心配がないという基盤が確立できたというふうに向つておるわけでございますが、やはり国民の多種多様な老後生活のニーズというものを充足していくためには、公的年金だけでは不十分でございまして、それを補うものとして企業年金なり個人年金というものを育成発展させていかなければならぬ、こういう基本的な考え方を持つておるわけでございます。

企業年金の問題、特に厚生年金基金を中心とした企業年金のあり方については、実はいろんな考え方、いろんな検討事項がございまして、今、御指摘のございました企業年金間の通算の問題、それから物価スライド、それから大きな課題の一つでございまして、そもそも企業年金なり厚生年金基金の持つ役割、あるいは公的年金制度全体の中での位置づけの問題から始まりまして、給付水準のあり方でありまして、あるいは設立要件の問題でありますとか、それから年金数理のあり方でありまして、あるいは年金税制のあり方でありまして、あるいは資産運用、資金運用のあり方でありまして、あるいはいろいろ大変多くの問題があるわけでございます。私どもこういった問題を、ひとつ腰を入れて本格的に、しかも総合的に勉強してみたいという考え方を持つておりまして、今月中にでも学識経験者を中心とした研究会といひますか、勉強会というものを省内に発足をさせまして、ひとつ一年ないし二年かけてじっくり勉強して、将来の企業年金のあり方について案をつくつてみたいというふうに向つておるわけでございます。その案ができましたならば、法律また関係方面の御意見も十分踏まえまして、法律改正が必要であれば、その時点におきまして法律改正までお願いをしたいというふうな気持ちを持

つておるわけでございます。

○下村泰君 お尋ねをする前に、四月四日の予算委員会の総括の締めくくりに、小規模作業所の問題で総理に大変ありがたい御答弁をいただきました。そのことについて、厚生省の社会局の方も大分困りのようだったようですけれども、月曜日に厚生省の方々が越えしになりました、それで総理大臣のお気持ちとして、私のところへ行つてよく説明せよというようなことで厚生省の方が参りました。で、いろいろとお話をいたしました。その結果、今すぐというわけには私も請求しておるわけじゃないけれども、要求もしております。ん、近い将来に向かつて何とかして助成をしていただきたいというのが私の真意でございます。そのことにつきましていろいろの相談をいたしました。お話し合いもいたしました。関係者一同の英知を集めて、その方向に向かつて何かいい策がないかというように今これをこれから先も研究していきたいというふうになりました。

どういふふうな結果が出てまいりましたので、どうぞ厚生大臣におかれまして、その方向に向かつて関係者一同が知恵を絞る合おうということでございますので、何かとひとつまたこれからは御誠意を示していただきたいと思いますので、その件につきましては一言お礼を言いますとともに、何か厚生大臣の方でお気持ちがあったらお聞かせください。

○国務大臣(今井勇君) 私どもの方にも総理からの御指示がございまして、関係省庁と知恵を出し合つて、どんなことができますかひとつ十分に考えてまいりたい、こう思つております。

○下村泰君 ありがとうございます。よろしくお願ひします。

もう年金のことについてはほかの方々がいろいろお伺ひしております。で、できるだけダブリたくはないと思ひますが、いろいろ係の方に伺ひまして、それは先般出ました、そのお話しも出ましたということで、だんだん私のお尋ねすること

ただ、第三号被保険者、奥方たちですね、奥さん方というのは意外とこういうことに気がついてないんですね。私のうちの近所にも、たまたま私のところに来て、もう私は受給資格があるんだけどちつとも年金が来ないんだよ、というわけなんだつて。それだめだよ、こっちから届け出なきゃと言つたら、ああそういうものですか、向こうから来るんじゃないんですかといううな人が意外と多いんですよ。そうしますと、奥様方でもこういう方が随分いるんじゃないかと思うんです。

○政府委員(長尾立子君) いわゆるサラリーマンの奥様方、第三号被保険者の方のお届けの状況でございますが、昨年の十月末から十一月にかけて、従来国民年金に任意加入をしておられました奥様方にお届けの用紙をお送りいたしましたので、

共済組合の組合員の奥様方につきましての適用準備事務は二月末に開始をいたしまして、また従

○下村善君　そうしますと、今の単純計算でいきますと、六百七十七万、それから四百三十六万に共済組合百三十万を足して引きますと、まだ百十一万残るということになります。こういう方たちの後のフォローというのはどういうふうになさいますか。

の四月一日からということでございますので、これはある意味ではもう全く新しくお願いを始めたというところでございますが、先生から御指摘いただきましたように、今度の改正ではすべての方が国民年金に加入をしていただくというところでございますので、相当数の方が漏れてしまうということがありましては大変でございますので、積極的なPRをさせていただきたいというふうに思っております。

これは、市町村広報とかそれから一般のテレビ、新聞、ポスター等によります積極的な広報をいたしたいと思っておりますが、もう一つは、事業主の方に御協力をいただきたいと思っておりますのでございます。奥様方の御主人がお勤めの事業主の方に對しまして、奥様方の届け出用紙をお送りいたしまして、従業員の方の奥様がお届けをくださるようには事業主の方から働きかけをお願いするというのを一つ考えております。また、市町村の方で住民台帳等の公簿によりまして、この方はお届けをいただかなくてははいけない方だということが、いわゆる未届け者でございますけれども、こういう方々の確認ができます場合には、直接お届けをお願いするというような、い

○下村泰君　そこまで丁寧によれば大抵徹底する
とは思うんですが、しかしうつかりしている人も
多いものですからね、私自身もうつかりしていま
すから。

○政府委員(長尾立子君) 在外におられます方に
つきましては、今回の改正によりまして、海外に
お住まいの期間も国民年金に任意加入することが
できるという改正になったわけでございます。

したがしまして、私どもとしては二つの方法を考へておるわけでございますが、一つは、海外におられる方の御家族が日本の方にお住まい、例えば奥様だけは日本におられる、または御両親は日

それから、ずっと海外におられまして、そういった協力者が国内におられないという方がおられると思うのですが、こういった方につき

ましては、社会保険庁長官の指定する法人、具体的に日本国民年金協会を考慮しておりますけれども、そこに今申しました加入手続とか保険料納付の手続を代行するように依頼をしていただくという、この二つの方法を考えておるわけでございます。

それからもう一つ先生の御質問は、海外に在住しておられる第三号被保険者の手続でございますが、これは例えば外交官等の場合には、御主人はその共済組合の本人、奥様は第三号被保険者該当

○下村泰君　大きな企業におられる方々はわりかたそういう手続その他はやってくれるんでしょうけれども、そうでない方々においては、大変こういうことに周知徹底というのは難しいと思います

的年金の短所をいろいろとこういつてくるわけですね。それで、こんなものは当てになりませんよとか、そのうちにもっと下がるかもわかりませんと、それで、掛金が上がってもらうものは少なくとも

なりますよとか、いろんなことを言ってきましたわね。それは向こうは商売ですから、そういう穴を ついてくるのはうまいもんですわ。そうすると、 奥様方がこれはふらふらするわけですね。こうい うことに厚生省はどういうふうに対処するんです か。

○政府委員(吉原健二君) 私ども、公的年金とそ れから個人年金あるいは生命保険、いわば両方と

も今後とも充実、発展をさせていかなければならない。それぞれの役目なり役割は違ふと、したがってそれぞれの役目、役割を十分果たし得るよう、公的年金も基盤をしっかりと、長期的に安定をさせると同時に、個人年金についても育成をしていく必要がある、こういう基本的な考え方に基づいていくわけでございますけれども、今御指摘のご意見は、公的年金がもう将来にわたるから個人年金にお入りなさいとか、あるいは生命保険にお入りなさいというような勧誘をされているようなお話を今までもよく聞いたことがあるわけでございます。そういったことでは大衆国民に誤解を与えるといえますが、公的年金に対する信頼を失わせる、あるいは不安を持たせる、こういうことにはなりませんので、そういったことのないよう、関係の生命保険業界などにはその都度厳重に実は注意をしましてまいっているところでございます。

それで、今度の公的年金の改革に際しまして、今お話しのご意見は、サラリーマンの家庭については保険料の負担がなくなったのだから個人年金にお入りなさいというように、いわば新たな商品を発売する、そういったことで発売すると。その発売の仕方、勧誘の仕方にも実は御指摘のような国民の方に誤解を与えるような言動といえますが、パンフレットといえますが、そういうものがあつたということを聞いたもので、それから、関係の会社、業界には十分そういったことのないように改めて実は注意をしたということでございます。

○下村委員 そういう注意をなさつたとはおっしゃいますけれども、実は世の中にはそういうマルチ商法がたくさんあります。現在、いろいろなものが出てきています。いろいろな形で行なうものが出てきて、しかもそういうものを取り締まる法もないというために、全庁がよりによって頭を悩ましたという件もございましたね。ですから、前線基地にいる人間というのは一言ことは古いんですけども、そういう方々と一

番接するところにいる人たちの頭の中には、とにかく売り上げをふやす、ノルマを課して、それ以上の上のものを上げればそれだけ自分の営業成績になるんですから、そんなパンフレットなんかなくたって何を言ひ出すかわかりませんし、またそういうことは法に触れないんで、こまめに言つても法に触れないよなどという悪知恵を入れる専門の方にもいらつしやいますし、ですから、ただ単に企業にそういうことぐらいの通達で果たしておさまるかどうかというのが私の心配なんですけれどもね。

それから、個人年金の売り込みに際しまして、自営業者の方には定額の国民年金、基礎年金だけしかないということを盛んに言うんですね。確かに、サラリーマンには報酬比例年金があるのに、自営業者にはこれがないということが国民年金の魅力の乏しいものであるというふうに指摘するわけですね。それで、自営業者の年金も二階建てにすべきであると考えるんですけれども、どうでしょう。

○政府委員(吉原健二君) 国民年金、自営業者の方についても報酬比例といいますが、所得比例の年金があれば望ましいということも私も思っています。ただ、それは言ひましても、国民年金の適用の方というのは大変所得の低い方も多いわけでございますし、また職業的に見ましても業態が非常に千差万別でございます。サラリーマンのように、皆さんがサラリーマンで月給なり賃金を受け取っておられる、その中から保険料を一定の率でいけば源泉徴収をさしていただければ保険料を払っていただける、そういう形がとれないわけでございます。また、所得の全くない方も相当の割合で実はおられるわけでございますから、そういった方々を対象に、果たしてどういった形で所得比例、あるいは保険料なり給付という二階建ての年金の仕組みをつくらなければならないかということになりますと、具体論としては非常にその困難さが大きいわけでございます。国民年金ができたときからそういう議論は御意見としてはあつたわけでございますけれども、なかなか実問題として国民年金の対象者についての二階建て年金というのは、今なお具体的にはどうしたいかという自信の持てる案がないというものが、率直に言つて現在の時点でございますけれども、あくまでも気持ちとしては私どもも、もう少し保険料なり掛金を払って高い年金をとりたい気持ちは、できるだけ制度の上でもそういった道をつくりたいということで、今後の研究検討課題にしているわけでございます。

論は御意見としてはあつたわけでございますけれども、なかなか実問題として国民年金の対象者についての二階建て年金というのは、今なお具体的にはどうしたいかという自信の持てる案がないというものが、率直に言つて現在の時点でございますけれども、あくまでも気持ちとしては私どもも、もう少し保険料なり掛金を払って高い年金をとりたい気持ちは、できるだけ制度の上でもそういった道をつくりたいということで、今後の研究検討課題にしているわけでございます。

○下村委員 年金積立金の有利な運用もなんですけれども、これはもう藤井先生からも御質問がありました。ただ、私らの庶民の感覚で申し上げますと、ここにいらつしやる諸先生方は政治を志して、お若いときから御苦労なさつてここにお入りになつた方なわけで、ですから、すべてそういった国会でなされるものもろのことはもう政治的判断ということでおわかりになるんでしょうけれども、私ら庶民の出といふのはさっぱりわからないんですよ、ね、先ほどのお答えでは。

その私がわからないところを率直に伺います。大企業を中心に設立されている厚生年金基金や公務員の共済年金は有利に運用されて、厚生年金や国民年金の積立金が低く抑えられている。これは何か大蔵省の方がそういったことでどうのこうの言つておられるというんですが、そういうことを言っている大蔵省の感覚というのは私には全然わからないんですよ。先ほどの局長の御説明聞いていてもわからないんですよ。人の積立金何だと思つておられるんだ、このやうと云ひたくなるわけですね。だから、だれだつて有利に運用されることを望むはずですね。そして、将来に不安がなくなり、しかも掛金も上がらずに済むというやうなことになるれば、こんな有利な展開はないし、また、積み立てしている人にとつてこれほどの朗報はないんですけれども、これはやっぱりあれですかね、大企業とかこういふところの圧力がかかるんですかね、大蔵省へ。そんなことは

ないと思ひますけれども、そういうことはあるんですか。

○政府委員(吉原健二君) 御指摘のやうなことはございませんで、先ほど大蔵省が言つておりましたように、何といひましても、大蔵省の言葉をかりますと、国の制度なり信用で集められた資金というのは、大蔵省が資金運用部資金として一括して統一運用するのが一番資金のあるいは資源の効率的な配分に役立つんだということが一つでございます。

確かに、今までの資金運用部、財投の資金の配分といたしましては、産業基盤の整備でありますとか、あるいは道路だとか鉄道といった社会資本の整備、それから住宅でありますとか生活環境施設でありますとか、そういった国民生活の安定に資するための事業、そういった分野に、それぞれの時代の必要性といひますか、ニードに応じて財投の資金というのは有効に使われてきた、その原資として郵便貯金と同時に年金の資金も大きな役割を果たしてきたという、これは率直に言つてそういうことは認めてよいのではないかと云ひうに私は思つておりますが、これから、今の時点で、そういった財投の役割というものがさらに今後とも今までのやうな形で続いていくかどうかということになりまして、私も私としては、財投の事業の見直し、あるいは資金運用部の運用制度の見直しということがいろいろな面から要請をされてきている、時代は変わりつつあるというやうな認識を持つておられるわけでございます。

それからもう一つ大蔵省が言ひますのが、実際問題として、財投の資金の中で年金の資金を、例えば私どもの要求で言ひますと四兆円というものが財投の原資として使えなくなると、今、大体二十兆の規模の財投事業が行われているわけでございますけれども、財投の予算編成ができなくなる。その財投の予算編成というのは一般会計の予算編成と実は裏腹といひますか、一体的な要素を非常に強く持つておりますので、ひいては国の予算編成全体ができなくなつてしまふというものが

大蔵省の言い分でございます。

私ども率直に言つて、そういった言い分が全くわからないわけではないんですが、だからといって今までどおり年金の資金を全部財投の資金で資金運用部に預託しなければならぬかというところ、それは考へておりませんが、やはり年金の資金は、先ほど来も議論がございまして、郵便貯金とも性格が違ひますし、これからの年金財政の長期安定を考えますと、何といつても年金資金にふさわしい、より有利な、被保険者の本当の将来の年金原資、年金財政の安定に寄与するような場合によつては保険料の軽減に資するような運用というものをぜひとも実現したいというふうに思つてゐるわけでございます。

○下村泰君 大臣、あれですすね、百円や二百円のお金じゃないんですからね。それ相当の財源なんですからね。何も大蔵省に弱腰になる必要はないと思ふんですよ。ですから、どんどんひとつ大蔵省の方に大臣も体当たり攻撃かけてくださいよ。少なくとも積み立てている人が安心のできるような制度にすべきがやっぱり厚生大臣のお務めだと私は思ひますよ。頑張ってください。

○國務大臣(今井勇君) お説のとおりに、私どももこの問題については簡単に引込まないつもりでおりまして、あくまで頑張つてみたいと思つておりますので、よろしく御支援を賜りたいと思ひます。

○下村泰君 ありがとうございます。

○委員長(岩崎純三君) 他に御発言もなければ、両案に対する質疑は終局したものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岩崎純三君) 御異議ないと認めます。

それでは次に、廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。——別に御発言もないようですから、討論はないものと認めます。

これより採決に入ります。

廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案を問題に供します。

〔賛成者挙手〕

○委員長(岩崎純三君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

高杉君から発言を求められておりますので、これを許します。高杉君。

○高杉純忠君 私は、ただいま可決されました廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合、二院クラブ・革新共闘の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

改正する法律案に対する附帯決議(案) 政府は、次の事項につき、格段の努力を払うべきである。

一、廃棄物の適正な処理が国民の生活環境の保全上必要不可欠であることにかんがみ、新五箇年計画の完全達成を期するとともに、地方公共団体の財政負担の軽減に配慮すること。また、三年後の見直しの検討に当たっては、整備の進捗状況等を勘案しつつ、特に耐用年数の延伸を含め、所要の事業費の確保に努めること。

二、廃棄物の処理に当たっては、減量化及び再生・資源化を促進しつつ、最終処分場の確保に当たっては、地域住民の合意を得る努力をし、あわせ、効率的な処理技術の研究開発を積極的に行うこと。

また、特に、廃棄物処理事業における近年の労働災害発生状況にかんがみ、関係省庁間の密接な連携のもとに、安全衛生教育等労働災害防止対策の徹底に努めるとともに、車両の構造改善等の技術的検討を進めること。

三、産業廃棄物の不法投棄を防止するため、地域の実情に応じて、環境衛生指導員を適正に配置することなど、広域的な監視、指導の強化に努めること。また、産業廃棄物に関する事業者処理責任の一層の徹底を図るとともに、中小企業に対しては公共的な施設の整備等所要の措置を講ずること。

四、適正な処理が困難となる製品、容器等の製造、加工、販売等が行われないよう努めるとともに、事業者に対して、必要に応じこれを回収・処理させるよう、指導を徹底すること。以上でございます。

○委員長(岩崎純三君) ただいま高杉君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(岩崎純三君) 全会一致と認めます。よつて、高杉君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、今井厚生大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。今井厚生大臣。

○國務大臣(今井勇君) ただいま御決議になられました附帯決議につきましては、その御趣旨を十分尊重いたしまして努力いたす所存でございます。

○委員長(岩崎純三君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岩崎純三君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

次に、年金福祉事業団法及び国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案について、佐々木君から委員長の手元に修正案が提出さ

れております。修正案の内容はお手元に配付のとおりでございます。

この際、本修正案を議題とし、趣旨説明を聴取いたします。佐々木君。

○佐々木清君 ただいま議題となりました年金福祉事業団法及び国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、自由民主党・自由国民会議を代表いたしまして、その趣旨を御説明申し上げます。

修正の要旨は、原案の施行期日について、「昭和六十一年四月一日」を「公布の日」と改めるとともに、老齢福祉年金の額の引き上げについては昭和六十一年四月一日から適用することであり

ます。何とぞ、委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(岩崎純三君) 別に御発言もないようです。で、本修正案に対する質疑はないものと認め

ます。これより原案並びに修正案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。——別に御発言もないようですから、討論はないものと認めます。

これより年金福祉事業団法及び国民年金法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案について採決に入ります。

まず、佐々木君提出の修正案を問題に供します。

本修正案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(岩崎純三君) 全会一致と認めます。よつて、佐々木君提出の修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いた原案全部を問題に供します。

修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(岩崎純三君) 全会一致と認めます。よ

つて、修正部分を除いた原案は可決されました。
以上の結果、本案は全会一致をもって修正議決すべきものと決定いたしました。

高杉君から発言を求められておりますので、これを許します。高杉君。

○高杉忠忠君 私は、ただいま可決されました年金福祉事業団法及び国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合、二院クラブ・革新共闘の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

年金福祉事業団法及び国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

一、年金積立金の管理運用については、その趣旨にかんがみ、適切なあり方について鋭意検討を進めるとともに、あわせて極力有利運用を図るための方策を講ずること。

二、老齢福祉年金については、老後の生活実態等を踏まえて、今後ともその充実に努めること。

三、新年金制度は、国民生活に密接に関連するものであることにかんがみ、特に第三号被保険者に関する届出その他必要な事務手続等について広く国民に周知徹底を図り、新制度として円滑な実施が確保されるよう配慮すること。

右決議する。

以上でございます。

○委員長(岩崎純三君) ただいま高杉君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(岩崎純三君) 全会一致と認めます。よ

つて、高杉君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、今井厚生大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。今井厚生大臣。

○國務大臣(今井勇君) ただいま御決議になられました附帯決議につきましては、その御趣旨を十分尊重いたしまして努力をいたす所存でございます。

○委員長(岩崎純三君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岩崎純三君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(岩崎純三君) 次に、環境衛生金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。今井厚生大臣。

○國務大臣(今井勇君) ただいま議題となりました環境衛生金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

環境衛生関係営業につきましては、環境衛生金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫において、施設の設置等に要する資金の貸し付けを行っているところでありますが、今回、環境衛生関係営業の衛生水準の向上及び近代化の促進を図るため、環境衛生関係営業者の営業等に要する運転資金の貸し付けを行うこととし、環境衛生金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正しようとするものであります。

以下、その内容について御説明申し上げます。まず第一は、環境衛生関係営業者に対し、その営業の衛生水準を高め、近代化を促進するために必要な政令で定める資金を貸し付けるものとする

ことであります。

第二は、環境衛生同業組合等に対し、環境衛生関係営業の衛生水準を高め、近代化を促進するために必要な事業を行うのに要する資金であつて政令で定めるものを貸し付けるものとするところであります。

第三は、理事及び監事の任期を、現行の四年から二年に改めることとあります。

なお、この法律の施行期日は、本年十月一日からとしておりますが、理事及び監事の任期の改正につきましては、公布の日からとしております。以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(岩崎純三君) 以上で趣旨説明聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ります。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十九分散会

〔参照〕

年金福祉事業団法及び国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

年金福祉事業団法及び国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一条を次のように改める。

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

2 第二条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律附則第三十二条第二項の規定は、昭和六十一年四月一日から適用する。

四月三日本委員会に左の案件が付託された。(予備審査のための付託は二月二十四日)

一、環境衛生金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案

四月四日本委員会に左の案件が付託された。

一、民間保育事業振興に関する請願(第九七九号)

一、カイロプラクティック・療術師立法化阻止に関する請願(第九九八号)

一、国立腎センター設立に関する請願(第九九九号)

一、老人保健法等の一部を改正する法律案に関する請願(第一〇〇〇号)(第一〇〇一号)(第一〇七四号)(第一〇七五号)(第一〇七六号)

(第一〇七七号)(第一〇七八号)

一、国立腎センター設立に関する請願(第一〇七九号)(第一〇八一号)(第一〇九六号)

一、雇用調整助成金の適用業種への水産缶詰製造業の指定に関する請願(第一〇九九号)

一、老人保健法等の一部を改正する法律案に関する請願(第一一〇九号)(第一一一〇号)(第一一一一号)(第一一二二号)(第一一二三号)

(第一一二四号)(第一一二五号)(第一一二八号)(第一二二九号)

第九九七号 昭和六十一年三月二十四日受理

民間保育事業振興に関する請願

請願者 神戸市垂水区南多聞台一ノ五ノ一

一 仲沢一彦 外二千七百二名

紹介議員 矢原 秀男君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第九九八号 昭和六十一年三月二十四日受理

カイロプラクティック・療術師立法化阻止に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市西長洲東通三ノ四五

社団法人兵庫県鍼灸マッサージ師会内 高橋克武

紹介議員 矢原 秀男君

この請願の趣旨は、第五三八号と同じである。

第九九九号 昭和六十一年三月二十四日受理
国立腎センター設立に関する請願

請願者 長野県上伊那郡飯島町切一、四
八四ノ五 小林清

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第六〇二号と同じである。

第一〇〇〇号 昭和六十一年三月二十四日受理
老人保健法等の一部を改正する法律案に関する請願

請願者 東京都新宿区四谷三ノ三ノ一 横
関政一

紹介議員 田中 正巳君

この請願の趣旨は、第四四四号と同じである。

第一〇〇一号 昭和六十一年三月二十四日受理
老人保健法等の一部を改正する法律案に関する請願

請願者 静岡市用宗一ノ一〇ノ一静岡県国民
健康保険団体連合会内 榛葉達
男

紹介議員 竹山 裕君

この請願の趣旨は、第四四四号と同じである。

第一〇七四号 昭和六十一年三月二十五日受理
老人保健法等の一部を改正する法律案に関する請願

請願者 沖縄県那覇市西三ノ一四ノ一八
下門律善

紹介議員 大城 眞順君

この請願の趣旨は、第四四四号と同じである。

第一〇七五号 昭和六十一年三月二十五日受理
老人保健法等の一部を改正する法律案に関する請願

請願者 富山市丸の内一ノ四ノ四五 堀健
治

紹介議員 沖 外夫君

この請願の趣旨は、第四四四号と同じである。

第一〇七六号 昭和六十一年三月二十五日受理
老人保健法等の一部を改正する法律案に関する請願

請願者 熊本市桜町二ノ八 宮部末雄

紹介議員 田代由紀男君

この請願の趣旨は、第四四四号と同じである。

第一〇七七号 昭和六十一年三月二十五日受理
老人保健法等の一部を改正する法律案に関する請願

請願者 高知市丸ノ内二ノ六ノ五 渡邊勉

紹介議員 谷川 寛三君

この請願の趣旨は、第四四四号と同じである。

第一〇七八号 昭和六十一年三月二十五日受理
老人保健法等の一部を改正する法律案に関する請願

請願者 青森市新町二ノ四ノ一青森県国民
健康保険団体連合会理事長 秋山
早二郎

紹介議員 松尾 官平君

この請願の趣旨は、第四四四号と同じである。

第一〇七九号 昭和六十一年三月二十五日受理
国立腎センター設立に関する請願

請願者 神戸市北区君影町四ノ二ノ二ノ
二〇一 米田寛子

紹介議員 中西 一郎君

この請願の趣旨は、第六〇二号と同じである。

第一〇八一号 昭和六十一年三月二十六日受理
国立腎センター設立に関する請願

請願者 東京都江東区佐賀二ノ三ノ一五
伊藤きよ

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第六〇二号と同じである。

第一〇九六号 昭和六十一年三月二十六日受理
国立腎センター設立に関する請願

請願者 東京都新宿区北新宿四ノ二三ノ一
二 秋山喜代子

紹介議員 高杉 勉忠君

この請願の趣旨は、第六〇二号と同じである。

第一〇九九号 昭和六十一年三月二十六日受理
雇用調整助成金の適用業種への水産缶詰製造業の
指定に関する請願

請願者 岩手県盛岡市内丸一〇ノ一岩手県
議会内 藤根順衛

紹介議員 岩動 道行君

水産缶詰製造業は、最近における急激な円高によ
り輸出が困難な状況となつてゐる。このような輸
出環境の悪化に対し、企業は商品の国内市場への
転換を図るなどの経営努力を続けてゐるが、国内
市場も飽和状態のため競争が激しく、操業短縮や
休業を繰り返してゐる。このままの状態が続け
ば、雇用の不安にもつながり最悪の事態も考えら
れる。つては、業界の存続と雇用の安定を図る
ため、中小企業特別調整対策の対象業種指定と同
様、水産缶詰製造業を雇用調整助成金制度の対象
業種に指定されたい。

第一一〇九号 昭和六十一年三月二十六日受理
老人保健法等の一部を改正する法律案に関する請願

請願者 岩手県盛岡市大沢川原三ノ七ノ三
〇 太田大三

紹介議員 岩動 道行君

この請願の趣旨は、第四四四号と同じである。

第一一一〇号 昭和六十一年三月二十六日受理
老人保健法等の一部を改正する法律案に関する請願

請願者 福岡市博多区千代四ノ一ノ二七福
岡県町村会内 藤本巧

紹介議員 遠藤 政夫君

この請願の趣旨は、第四四四号と同じである。

第一一一一号 昭和六十一年三月二十六日受理
老人保健法等の一部を改正する法律案に関する請願

請願者 熊本市桜町二ノ八 平山忠一

紹介議員 浦田 勝君

この請願の趣旨は、第四四四号と同じである。

第一一二号 昭和六十一年三月二十六日受理
老人保健法等の一部を改正する法律案に関する請願

請願者 宮城県仙台市二日町四ノ三宮城県
国民健康保険団体連合会理事長
菅原雅

紹介議員 星 長治君

この請願の趣旨は、第四四四号と同じである。

第一一一三号 昭和六十一年三月二十六日受理
老人保健法等の一部を改正する法律案に関する請願

請願者 香川県高松市丸の内四ノ六 平尾
勘市

紹介議員 真鍋 賢二君

この請願の趣旨は、第四四四号と同じである。

第一一一四号 昭和六十一年三月二十六日受理
老人保健法等の一部を改正する法律案に関する請願

請願者 広島市中区基町一〇ノ二三広島県
国民健康保険団体連合会理事長
増岡博之

紹介議員 宮澤 弘君

この請願の趣旨は、第四四四号と同じである。

第一一一五号 昭和六十一年三月二十六日受理
老人保健法等の一部を改正する法律案に関する請願

請願者 大阪市東区安土町一ノ五ノ一安土

町センタービルディング内 榎原

一夫

紹介議員 森下 泰君

この請願の趣旨は、第四四四号と同じである。

第一二二八号 昭和六十一年三月二十七日受理

老人保健法等の一部を改正する法律案に関する請

願

請願者 三重県津市桜橋二ノ一三一 三重

県国民健康保険団体連合会理事長

今井正郎

紹介議員 斎藤 十朗君

この請願の趣旨は、第四四四号と同じである。

第一二二九号 昭和六十一年三月二十七日受理

老人保健法等の一部を改正する法律案に関する請

願

請願者 熊本市桜町二ノ八 西岡勝住

紹介議員 守住 有信君

この請願の趣旨は、第四四四号と同じである。

昭和六十一年四月十九日印刷

昭和六十一年四月二十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局